

## 2. 参考資料

### 2. 1 「共通投票所の設置」

参考資料 1 : 函館市 (共通投票所マニュアル、共通投票所の年齢別投票率) . . . 97

参考資料 2 : 平川市 (周知用広報・チラシ) . . . . . 107

参考資料 3 : 高森町 (共通投票所マニュアル、施設との協定書) . . . . . 114

## 共通投票所 事務処理要領

### ●投票所（2箇所）

ホールスターショッピングセンター B棟1階イベントスペース前広場

昭和タウンプラザ内 ベスト電器函館店入口前広場

### <通常の投票所との違い>

- 受付に期日前投票システムを使用しており，選挙サーバとオンラインで接続されています。
- 函館市の有権者は投票区に関わらず投票できます。
- i カウンターによる投票者数の報告は不要です。

### <名簿対照の手順>

- 1 選挙人が持参した入場券を受け取る。  
(持参しない場合は庶務係に連絡して P36 の手続きをとり，再発行入場券を作成し，投票所番号・名簿番号を入力する)
- 2 入場券のバーコードを読み取ると，個人画面が表示されます。
- 3 個人画面の内容と入場券の「住所」「氏名」「名簿番号」各欄の記載事項が合致しているか確認します。
- 4 「請求事由」は「1」を選択します。
- 5 点字投票・代理投票の場合は，該当する「投票区分」を選択すること  
※ 既定値は”通常投票”ですので，通常は操作不要です。
- 6 パソコン処理終了後，入場券のバーコード右横に，ナンバリングし，入場券を回収する。
- 7 ひきかえ券の右上余白に，入場券に印字した番号と同じ番号をナンバリングし，ひきかえ券を選挙人に交付する。(ナンバリングは入場券とひきかえ券に計2回印字することになります。)

- 入場券を持たない選挙人（オンライン投票所の選挙人を除く）が来所した場合は、期日前投票システム（外字の場合は PDF）で確認し、その選挙人が属する投票所に対して二重投票の確認が必要です。P. 36を参照してください。

## 共通投票所の設置について

法改正により、既存の投票所のほかに、投票区に関係なくすべての有権者が投票できる「共通投票所」を設置できることとなったため、「**ポールスターショッピングセンター**」および「**昭和タウンプラザ内ベスト電器**」に設置している期日前投票所を投票日に「共通投票所」として開設（**時間：午前10時～午後8時**）することとしました。

期日前投票所を引き続き投票所とする市役所・湯川支所・イトーヨーカドー・フレスポ函館戸倉では、期日前投票システムを利用し、入場券のバーコードを使って受付します。リアルタイムで投票状況の確認ができますが、その他の投票所については、以下の手順による二重投票防止の確認が必要となります。

なお、共通投票所は10時から開始するので、7時から10時までは名簿対照を行う旨の連絡になります。

### <投票所における二重投票の防止>

入場券を持たずに投票所に来場した選挙人については、共通投票所で入場券を使用して投票を済ませてから投票所に来た可能性があるため、選管本部に電話で投票状況の確認をします。さらに選管本部において、期日前投票システムに投票済の入力を行いますので、仮に当該選挙人が投票所で入場券を使わずに投票した後に入場券を持って共通投票所を訪れた場合であっても、期日前投票システムにより二重投票を防ぐことができます。

### <共通投票所における二重投票の防止>

入場券を持たずに共通投票所に来場した選挙人については、投票所で入場券を使用して投票を済ませてから共通投票所に来たおそれがあるため、当該選挙人が属する投票所（オンライン投票所を除く）に電話で投票状況の確認をすることになります。さらに投票所において、当該選挙人について共通投票所で投票済みであることを名簿に表示するため、仮に当該選挙人が共通投票所で入場券を使わずに投票した後に入場券を持って投票所を訪れた場合であっても、名簿の表示により二重投票を防ぐことができます。



## <選挙人名簿抄本の注意事項>

選挙人名簿にこれらの表示があった場合や、選挙人名簿に登録されていない場合（P27）、代理投票（P28）や点字投票（P29）の申し出があった場合、選挙人が本人だと確認できない場合（P31）は、庶務係に対応させてください。

住所	備考	No.	氏名	期日前投票 (不在者投票)			主	生年月日
				済	交	△		
〇〇町〇番〇号		01	〇〇 〇〇				主	S11. 1. 1
〇〇町〇番〇号	船員証明書必要	02	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号	投票不可/転出抹消 平成〇年〇月〇日	03	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号	投票不可/二重登録	04	〇〇 〇〇				主	
〇〇町〇番〇号	投票不可/誤載	05	〇〇 〇〇				主	
〇〇町〇番〇号	投票不可/職権消除	06	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		07	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		08	〇〇 〇〇				主	S16. 1. 6
〇〇町〇番〇号	北斗市追分 平成〇年〇月〇日	09	〇〇 〇〇					
〇〇町〇番〇号		23	〇〇 〇〇	済		△	主	S
〇〇町〇番〇号		24	〇〇 〇〇	済				S
〇〇町〇番〇号		25	〇〇 〇〇	交		△	主	S

○ 船員証明書の提示を受けて投票させます。  
→P30

● 投票不可は以下の理由により投票できません。  
→P31

- ▽ 転出抹消 = 市外に転出後4ヶ月が経過して名簿から抹消済。
- ▽ 二重登録 = 転出先の市区町村の名簿に登録。
- ▽ 誤載 = 電算処理後に登録されなくなった。
- ▽ 職権消除 = 住民票を抹消された。

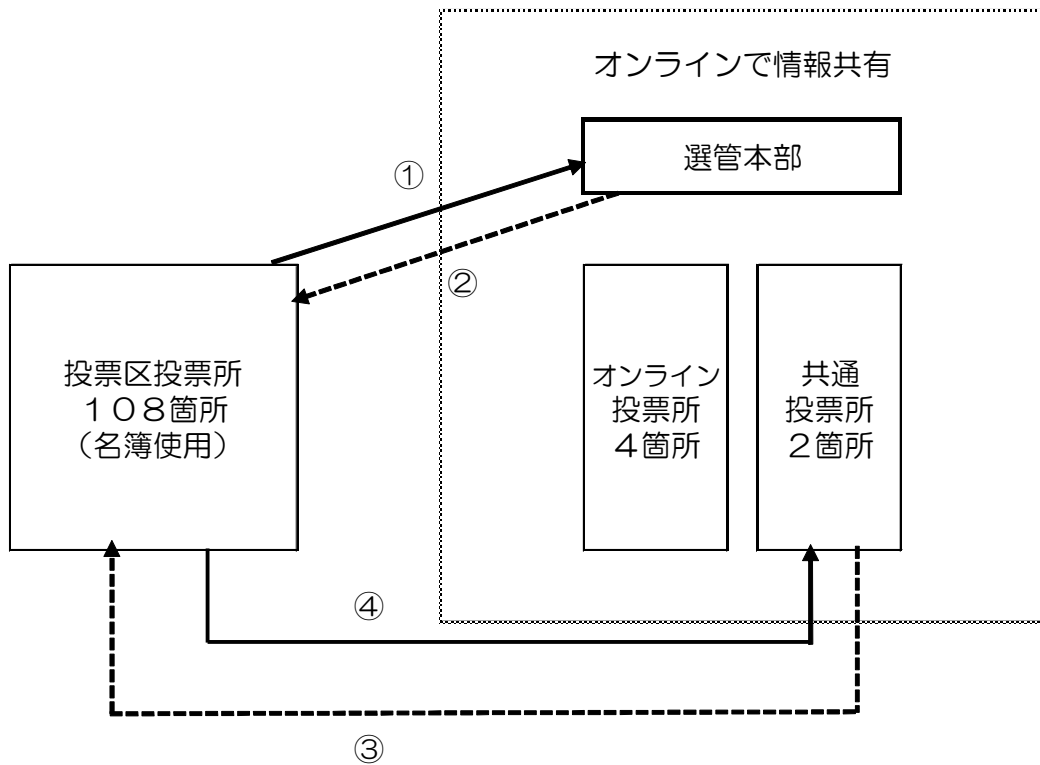
● 共通投票所から入場券を持たずに投票する旨の連絡があった場合は、氏名欄の右余白に、担当者印を押印してください。投票所では投票不可)。 →P36

○ 転出表示のある選挙人は、原則投票できます。

● 「済」の表示がされている選挙人は、既に期日前（不在者）投票をしているので、投票できません。 →P31  
※表示が無い選挙は投票できます。No. 24の場合は、比例代表のみ投票できます →P19

○ 「交」の表示がある選挙人は、不在者投票のために受領した投票用紙等を返還すれば投票できます。 →P30

## 本部と投票所の相関図



- ① 投票区投票所（投票状況照会）  
→選管本部（ ）（期日前投票システムにより投票状況確認）
- ② 選管本部（期日前投票システムに入力）→投票区投票所（入場券再発行）  
※選管本部は、8台体制で受付します。投票状況照会の処理は迅速に行いますので、電話はつないだままにし、処理および回答を待ってください。
- ③ 共通投票所（投票状況照会）→投票区投票所（投票状況確認）
- ④ 投票区投票所（投票状況回答，抄本に押印）→共通投票所（入場券再発行）  
※共通投票所からの投票状況照会の電話についても、待ち時間短縮のため、可能な限り電話はつないだままにし、処理および回答を行ってください。  
※万が一、投票所入場券の紙質が違う、裏側の印刷がなく、コピーと疑われるといった場合には、選挙人に投票をさせず、P. 36の投票所入場券再交付と同じ要領で確認し、処理してください。

### 参考

- 処理予想件数
  - ・平成27年知事道議選挙，および平成27年市長市議選挙における入場券再交付数平均 565件（投票箱への投函による再発行を除く）
  - ・うち期日前投票システム使用投票所（市役所・イトーヨーカドー・湯川支所・フレスポ戸倉）の前回平均 32件（オンライン投票所につき，確認不要）
- 1時間あたりの選管本部電話対応職員1人の処理件数 約6件  
 $(565 - 32) \div 13 \text{時間} \div 8 \text{人(電話対応)} = 5.125 \text{件}$

## オンライン投票所 事務処理要領

### ●投票所（4箇所）

函館市役所，湯川支所，イトーヨーカドー，フレスポ函館戸倉

●受付に期日前・不在者投票システムを使用しており，選挙サーバとオンラインで接続されています。

●共通投票所とは異なり，投票区内の有権者しか投票できません。

### <通常の投票所との違い>

- 1 選挙人名簿抄本ではなく，期日前・不在者投票システムで受付します。  
※ 紙の抄本は庶務用および停電やオンライン障害が起こった時に使用します。
- 2 入場者数はシステムで自動計算されるため，入場者数計算係は不要です。
- 3 選挙サーバとオンラインで繋がっているため，iカウンターによる投票者数の報告は不要です。

### <名簿対照の手順>

○2人で担当する。

1 選挙人が持参した入場券を受け取り，本人に間違いがないか確認を取る。  
(持参しない場合は庶務係に連絡して事務処理要領 P36 の手続きをとり，再発行入場券を作成し，投票所番号・名簿番号を入力する)

2 入場券のバーコードを読み取ると，個人画面が表示されます。

★パソコンの画面の下に「第○投票区のみ受付可」と付箋で貼り付けておく。

3 個人画面の内容と入場券の「住所」「氏名」「名簿番号」各欄の記載事項が合致しているか確認します。

4 「請求事由」は「1」を選択します。

5 点字投票・代理投票の場合は，該当する「投票区分」を選択すること  
※ 既定値は”通常投票”ですので，通常は操作不要です。

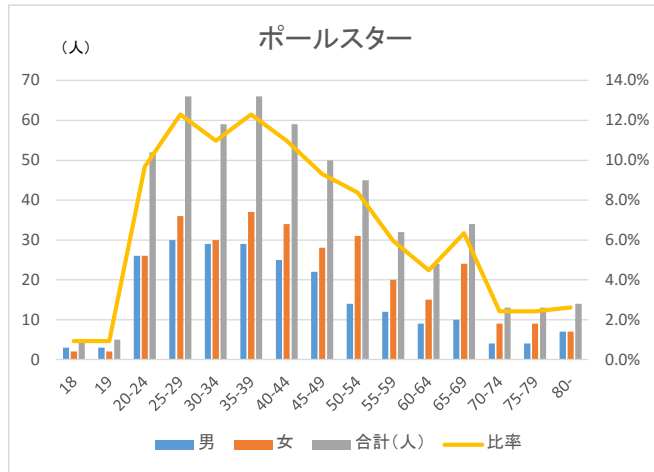


- 6 パソコン処理終了後、もう1人の担当者が入場券の投票所番号を○で囲み、確認のうえ、入場券のバーコード右横に、ナンバリングし、入場券を回収する。
  - 7 ひきかえ券の右上余白に、入場券に印字した番号と同じ番号をナンバリングし、ひきかえ券を選挙人に交付する。(ナンバリングは入場券とひきかえ券に計2回 印字することになります。)
- オンライン投票所において、入場券を持たないで来た選挙人に対しては、抄本で選挙人を確認し、再交付する。選管本部への二重投票の確認は不要です（共通投票所もオンライン接続されているため）。

○共通投票所

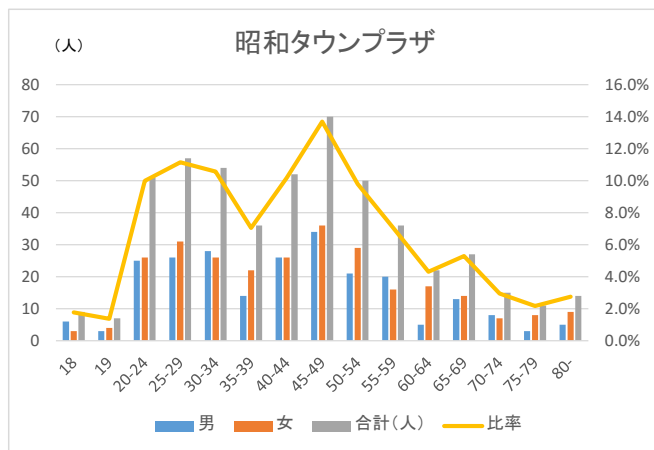
1. ポールスターショッピングセンター

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	3	2	5	0.9%
19	3	2	5	0.9%
20-24	26	26	52	9.7%
25-29	30	36	66	12.3%
30-34	29	30	59	11.0%
35-39	29	37	66	12.3%
40-44	25	34	59	11.0%
45-49	22	28	50	9.3%
50-54	14	31	45	8.4%
55-59	12	20	32	6.0%
60-64	9	15	24	4.5%
65-69	10	24	34	6.3%
70-74	4	9	13	2.4%
75-79	4	9	13	2.4%
80-	7	7	14	2.6%
総計	227	310	537	100.0%
比率	42.3%	57.7%	100.0%	



2. 昭和タウンプラザ内ベスト電器

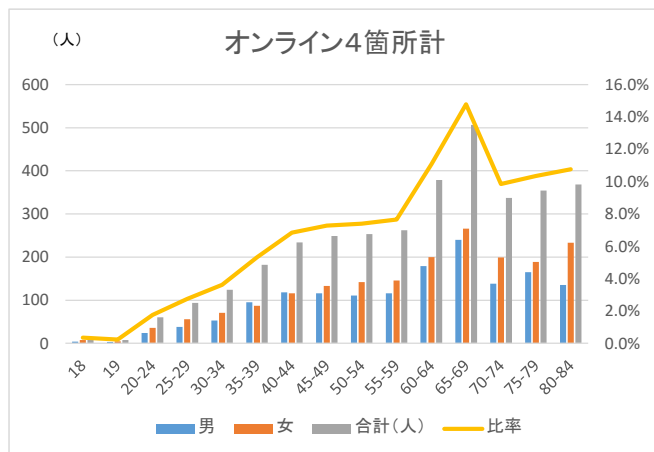
年齢	男	女	合計(人)	比率
18	6	3	9	1.8%
19	3	4	7	1.4%
20-24	25	26	51	10.0%
25-29	26	31	57	11.2%
30-34	28	26	54	10.6%
35-39	14	22	36	7.0%
40-44	26	26	52	10.2%
45-49	34	36	70	13.7%
50-54	21	29	50	9.8%
55-59	20	16	36	7.0%
60-64	5	17	22	4.3%
65-69	13	14	27	5.3%
70-74	8	7	15	2.9%
75-79	3	8	11	2.2%
80-	5	9	14	2.7%
総計	237	274	511	100.0%
比率	46.4%	53.6%	100.0%	



○投票区

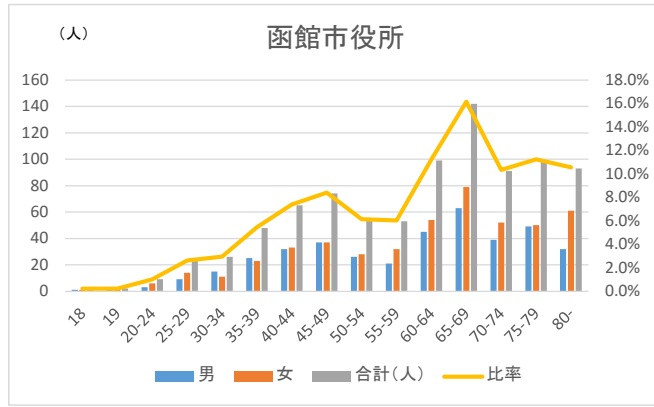
オンライン4箇所合計

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	4	8	12	0.4%
19	3	5	8	0.2%
20-24	24	36	60	1.8%
25-29	38	56	94	2.7%
30-34	53	71	124	3.6%
35-39	95	87	182	5.3%
40-44	118	116	234	6.8%
45-49	116	133	249	7.3%
50-54	111	142	253	7.4%
55-59	116	146	262	7.7%
60-64	179	200	379	11.1%
65-69	240	266	506	14.8%
70-74	138	199	337	9.8%
75-79	165	189	354	10.3%
80-84	135	233	368	10.8%
総計	1,535	1,887	3,422	100.0%
比率	44.9%	55.1%	100.0%	



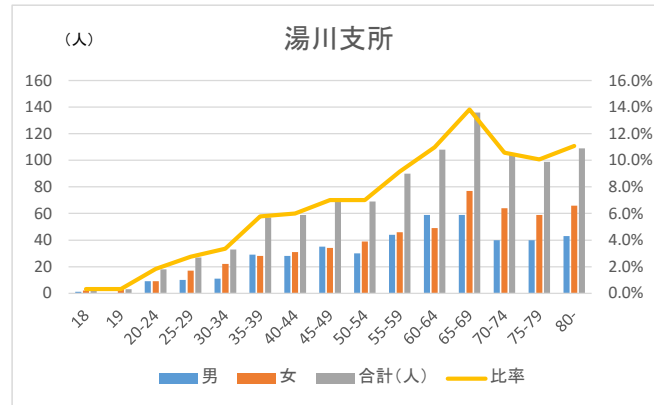
1. 函館市役所

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	1	2	0.2%
19	1	1	2	0.2%
20-24	3	6	9	1.0%
25-29	9	14	23	2.6%
30-34	15	11	26	3.0%
35-39	25	23	48	5.5%
40-44	32	33	65	7.4%
45-49	37	37	74	8.4%
50-54	26	28	54	6.1%
55-59	21	32	53	6.0%
60-64	45	54	99	11.3%
65-69	63	79	142	16.1%
70-74	39	52	91	10.3%
75-79	49	50	99	11.3%
80-	32	61	93	10.6%
総計	398	482	880	100.0%
比率	45.2%	54.8%		



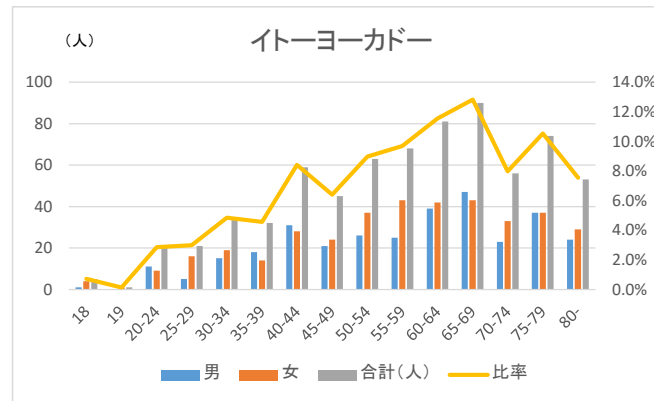
2. 湯川支所

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	2	3	0.3%
19		3	3	0.3%
20-24	9	9	18	1.8%
25-29	10	17	27	2.7%
30-34	11	22	33	3.4%
35-39	29	28	57	5.8%
40-44	28	31	59	6.0%
45-49	35	34	69	7.0%
50-54	30	39	69	7.0%
55-59	44	46	90	9.1%
60-64	59	49	108	11.0%
65-69	59	77	136	13.8%
70-74	40	64	104	10.6%
75-79	40	59	99	10.1%
80-	43	66	109	11.1%
総計	438	546	984	100.0%
比率	44.5%	55.5%		



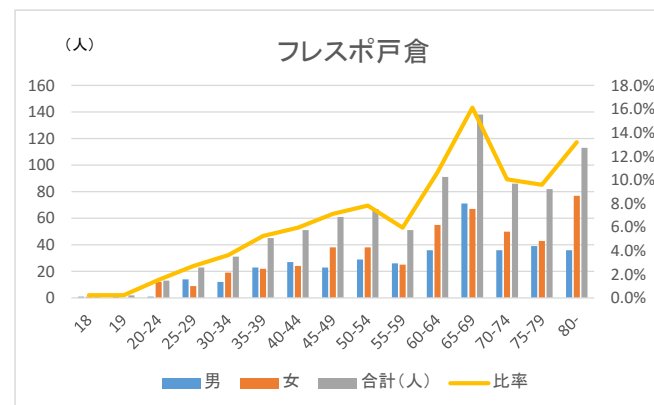
3. イトーヨーカドー

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	4	5	0.7%
19		1	1	0.1%
20-24	11	9	20	2.8%
25-29	5	16	21	3.0%
30-34	15	19	34	4.8%
35-39	18	14	32	4.6%
40-44	31	28	59	8.4%
45-49	21	24	45	6.4%
50-54	26	37	63	9.0%
55-59	25	43	68	9.7%
60-64	39	42	81	11.5%
65-69	47	43	90	12.8%
70-74	23	33	56	8.0%
75-79	37	37	74	10.5%
80-	24	29	53	7.5%
総計	323	379	702	100.0%
比率	46.0%	54.0%		



4. フレスポ戸倉

年齢	男	女	合計(人)	比率
18	1	1	2	0.2%
19	2		2	0.2%
20-24	1	12	13	1.5%
25-29	14	9	23	2.7%
30-34	12	19	31	3.6%
35-39	23	22	45	5.3%
40-44	27	24	51	6.0%
45-49	23	38	61	7.1%
50-54	29	38	67	7.8%
55-59	26	25	51	6.0%
60-64	36	55	91	10.6%
65-69	71	67	138	16.1%
70-74	36	50	86	10.0%
75-79	39	43	82	9.6%
80-	36	77	113	13.2%
総計	376	480	856	100.0%
比率	43.9%	56.1%		



# 選挙特集号

■発行 平川市選挙管理委員会（〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6）  
■編集 平川市選挙管理委員会事務局 ☎ 0172-44-1111（内線1450、1451）

## 第24回参議院議員通常選挙 投票日は

# 7月10日（日）

私たちの将来に希望を託す重要な選挙です。貴重な一票を忘れずに。



平成27年度平川市成人式での模擬選挙の様子

## 選挙権年齢が18歳以上に！

18歳・19歳をはじめとする、若者の力を社会・政治が必要としています！！

～ みなさん一緒に 選挙へGO!! ～

詳しくは総務省ホームページ

18歳選挙

検索

## イオンタウン平賀に

### 「共通投票所」新設！

7月10日（日）  
午前9時～午後8時

### 「期日前投票所」増設！

7月1日（金）～9日（土）  
午前10時～午後7時

## 投票できる方

## ■年齢要件：平成10年7月11日までに生まれた方

(投票できる方の年齢が18歳以上となりました)

## ■住所要件：平成28年3月21日以前から引き続き平川市内に住んでいる方

※平成28年3月22日以降に転入の届出をした方は、以前住んでいた市区町村での投票となります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票所

## ■選挙の当日は、指定投票所または共通投票所で投票することができます。

## ▼指定投票所

指定投票所は、選挙の当日、投票区ごとにあらかじめ指定された投票所です。先般、投票区の見直しを行い、一部の行政区において指定投票所が変更となっています。皆さまが投票できる指定投票所については、投票所入場券封筒の表面及び投票所入場券に記載していますので、ご確認のうえ投票所へお越しください。

## 指定投票所一覧

投票区	投票所の名称	投票時間	投票区	投票所の名称	投票時間
第1投票区	平成町コミュニティセンター	午前7時 ～ 午後8時	第13投票区	小国コミュニティセンター	午前7時 ～ 午後7時
第2投票区	大光寺コミュニティセンター		第14投票区	平川市葛川支所	
第3投票区	平賀農村婦人の家		第15投票区	金屋地区多目的研修施設	午前7時 ～ 午後8時
第4投票区	館田地区農業推進拠点施設		第16投票区	東公民館	
第5投票区	大坊コミュニティセンター		第17投票区	平川市商工会尾上支所	
第6投票区	平川市立柏木小学校(体育館)		第18投票区	平川市尾上総合支所	
第7投票区	沖館地区産地機能増進人材養成施設(鳥海会館)		第19投票区	八幡崎地区農業研修センター	
第8投票区	唐竹多目的集会所		第20投票区	日沼地区コミュニティ施設	
第9投票区	広船地区構造改善センター		第21投票区	平川市碓ヶ関総合支所	午前7時 ～ 午後7時
第10投票区	平賀地区農村交流活性化施設(飛鳥会館)		第22投票区	平川市古懸地区公民館	
第11投票区	尾崎多目的研修集会施設		第23投票区	平川市久吉地区公民館	
第12投票区	新屋多目的集会所				

## ▼共通投票所

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせて、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票することができます。

設置場所	イオンタウン平賀(小和森上松岡193番地1)
設置日	平成28年7月10日(日)
投票時間	午前9時～午後8時

## 選挙の当日投票に行けない方は・・・期日前投票ができます

- 選挙の当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで投票所へ来ることができない見込みの場合は、下記の場所で期日前投票ができます。
- 今回の選挙からイオンタウン平賀においても期日前投票ができるようになりました。
- 平川市役所(本庁舎)における期日前投票場所が4階選挙管理委員会事務局から1階へ変更となりました。期間中は看板、のぼり旗を設置しています。
- 期日前投票を行う日に、18歳に達していない場合は「不在者投票」を行うこととなります。

投票場所	期間	投票時間
平川市役所 1階	6月23日(木)	8:30～20:00
尾上総合支所 1階会議室	)	8:30～18:00
碓ヶ関総合支所 1階ロビー		
イオンタウン平賀	7月1日(金)～ 7月9日(土)	10:00～19:00

- 温川地区、大木平地区の方は、次により期日前投票ができます。  
投票期間:7月9日(土)(1日間)

	温川地区の方	大木平地区の方
投票場所	温川地区多目的集会所	大木平集会所
投票時間	8時30分～10時30分	11時～15時

## 不在者投票

### ■他市町村での投票

仕事などで投票日に他市町村に滞在している方で、期日前投票もできない場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する方は、選挙管理委員会事務局で請求手続きをしてください。

### ■病院、施設等での投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(入所)している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

### ■郵便投票

身体に重度の障がいのある方または要介護状態区分が要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

# 投票所入場券



明るい選挙キャラクター  
選挙のめいすいくん

6月22日(水)以降に入場券を各世帯へ郵送します。  
23日以降は期日前投票を行えますが、入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

## 投票所入場券の様式を変更しました

今までの入場券＝はがきサイズで、1通につき最大4人分表示

変わります

新しい入場券＝封筒サイズで、1通につき最大4人分表示。  
裏面に「期日前投票 宣誓書兼請求書」を印刷しました。

### 表面

料金後納郵便 036-0104  
平川市柏木町藤山〇〇番地〇  
平川 太郎 様

見本

この圧着式封筒には最大4人分の入場券が印刷されています。

**投票所入場券** 封筒の表裏両面の左下①・②から開いて中をご覧ください。

1 投票日の当日(7月10日)、次の指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票を行うことができます。  
指定投票所 ○〇〇コミュニティセンター  
共通投票所 イオンタウン平賀(小和森上松岡193-1)

2 期日前投票のご案内  
投票日の当日(7月10日)、仕事や用事などのため投票に行けない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。  
ご自分の入場券の裏面にある「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。

投票場所	期間	投票時間
平川市役所1階	6月23日(木)	8:30~20:00
尾上総合支所1階会議室	7月1日(日)	8:30~18:00
碓ヶ関総合支所1階ロビー	7月9日(土)	8:30~18:00
イオンタウン平賀(看板のほり旗を目印にお越しください)	7月1日(金)~7月9日(土)	10:00~19:00

**第24回参議院議員通常選挙 投票日**  
7月10日(日)  
平川市選挙管理委員会  
〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6  
電話 0172-44-1111(内線1450・1451)

①ここからゆっくり開いて、選挙のお知らせをご覧ください。

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方  
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方  
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	10	ページ	28	番号	676
氏名	平川 太郎			性別	1
指定投票所	〇〇〇コミュニティセンター				
投票時間	午前 7:00~午後 8:00				
共通投票所	イオンタウン平賀				
投票時間	午前 9:00~午後 8:00				
投票日	平成28年 7月10日				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

この線から切り離してください

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方  
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方  
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	***	ページ	*****	番号	**
氏名	*****			性別	*
指定投票所	*****				
投票時間	*****				
共通投票所	*****				
投票時間	*****				
投票日	*****				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

この線から切り離してください

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方  
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方  
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	**	ページ	*****	番号	**
氏名	*****			性別	*
指定投票所	*****				
投票時間	*****				
共通投票所	*****				
投票時間	*****				
投票日	*****				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

裏面は期日前投票 宣誓書兼請求書になっています。

この線から切り離してください

第24回参議院議員通常選挙 投票所入場券

◆期日前投票を行う方  
期日前投票を行う方は、裏面の「宣誓書兼請求書」に必要事項をご記入のうえ、この入場券を期日前投票所へお持ちください。

◆投票日当日に投票を行う方  
投票日当日(7月10日)に下記のいずれかの投票所で投票を行う方は、この入場券を投票所へお持ちください。(裏面のご記入は不要です。)

投票区	***	ページ	*****	番号	**
氏名	*****			性別	*
指定投票所	*****				
投票時間	*****				
共通投票所	*****				
投票時間	*****				
投票日	*****				
到着番号	受付名簿対照	用紙交付	見本		

この線から切り離してください

### 入場券裏面

期日前投票のご案内

投票場所	期間	投票時間
平川市役所1階	6月23日(木)	8:30~20:00
尾上総合支所1階会議室	7月1日(日)	8:30~18:00
碓ヶ関総合支所1階ロビー	7月9日(土)	8:30~18:00
イオンタウン平賀(看板のほり旗を目印にお越しください)	7月1日(金)~7月9日(土)	10:00~19:00

**期日前投票 宣誓書兼請求書**

平成28年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 生年 月 日 \_\_\_\_\_ 明・大 昭・平 年 月 日 \_\_\_\_\_

現住所 平川市 \_\_\_\_\_

選挙人名簿に記載(別冊)と異なる場合、記載してください。  
お住まいの住所 平川市 \_\_\_\_\_

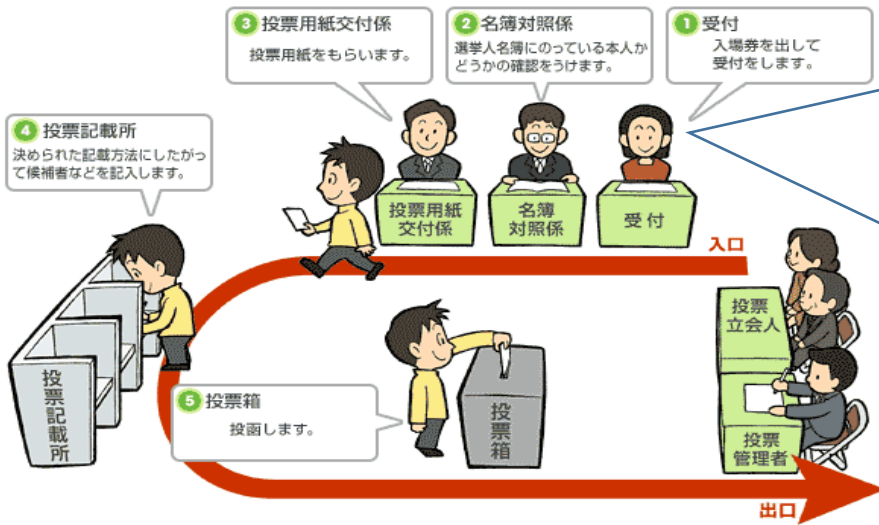
事由	1	仕事・学業など	2	外出・旅行など
	3	病気・けが・出産など	4	交通至難地に居住
	5	住所移転のため、他市町村に居住		
	私は、選挙の当日、上記の事由に該当する見込みです。			
	このことが真実であることを誓い、投票用紙の交付を請求します。			

この線から切り離してください

これまで、期日前投票を行う際は、期日前投票所にて、「選挙の当日投票できない理由」の聞き取り及び氏名の記入をお願いしていましたが、事前にご自宅等でご記入いただくことにより、受付がスムーズに行えますので、必要事項を記入し期日前投票所へお持ちください。  
※選挙の当日に投票を行う方は、宣誓書兼請求書の記入は不要です。

## 投票所での流れ

**投票の手続きは簡単です。数分で投票できます。**



◆入場券をなくしたり、お忘れになった場合でも投票することができますので、受付でお知らせください。

◆入場券を持参した場合でも、ご本人確認のため、身分証明書等の提示を求められる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 投票の方法

今回の選挙では、選挙区と比例代表の2つの投票を行います。

(1)最初に、選挙区の投票を行います。受付で入場券を提出し、選挙人名簿に登録されていることの確認を受けます。投票用紙交付係から薄い黄色の投票用紙が交付されますので、記載所で「候補者氏名」を記入し、投票箱に入れます。  
※記載所に候補者の氏名が掲示されています。



薄い黄色の投票用紙

(2)次の比例代表の投票では、白色の投票用紙が交付されますので記載所で、「政党名」または「名簿登載者の氏名」を記入し、投票箱に入れて投票は終了となります。  
※記載所に政党名、名簿登載者の氏名等が掲示されています。



白色の投票用紙

## 選挙公報について

選挙公報は、7月1日頃に県選挙管理委員会から市選挙管理委員会へ送付される予定です。仕分け作業後に各町会へ配送しますので、各世帯へは7月5日頃から配布する予定です。また、市役所本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所にも備えていますのでご利用ください。



# イオンタウン平賀で

## 参議院議員通常選挙の

### 投票ができます！！



イオンタウン平賀に投票所を設置します

#### ★期日前投票所



選挙の当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで指定投票所へ行くことができない見込みの場合期日前投票ができます。

投票期間 7月1日(金)～7月9日(土)

投票時間 午前10時～午後7時

#### ★共通投票所

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせ、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で投票することができます。

投票日 7月10日(日)

投票時間 午前9時～午後8時



明るい選挙キャラクター  
選挙のめいすいくん

※投票期間中は、店内の看板、のぼり旗を目印に投票所へお越しください。

# 平川市の有権者の皆さまへ

第24回参議院議員通常選挙

本日 7月10日

共通投票所を

開設しています

共通投票所は、選挙の当日、これまでの指定投票所とは別に、平川市の有権者であれば誰でも投票できる投票所です。

有権者の皆さまのご都合に合わせ、指定投票所または共通投票所いずれか1か所で

投票することができます。



明るい選挙キャラクター選挙のめいすい

まだ投票していない方は是非投票してみてください！

平川市選挙管理委員会

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6 TEL0172-44-1111(内線1450・1451)

# 共通投票所設置に伴う 投票所運営マニュアル

平成 28 年 7 月 8 日

高森町選挙管理委員会

## I 通常時受付処理

### 1 指定投票所（8か所）

（1）名簿は、指定投票所の抄本のみ配置する。

※入場券を持参しない者は、本人確認のため、入場券の空白用紙に住所・氏名・生年月日を記載をさせ受付。

（2）パソコン受付担当：内容を確認し、PCにより受付処理を行う。

（3）投票用紙交付係：投票用紙を交付。確認により投票させる。

（4）名簿管理主任：入場券により、紙抄本の名簿に済印を押印する。

（5）概ね、2時間ごとに共通投票所の名簿管理主任より、共通投票所の投票状況の電話連絡を受け、共通投票所の名簿との突合を行う。

（6）従来 of 時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け記録する。

### 2 共通投票所

（1）全投票所の名簿の抄本を指定投票所毎に綴り配置する。

※入場券を持参しない者は、本人確認のため、入場券の空白用紙に住所・氏名・生年月日に記載をさせ受付。

（2）パソコン受付担当：内容を確認し、PCにより受付処理を行う。

（3）投票用紙交付係：投票用紙を交付。確認により投票させる。

（4）名簿管理主任：入場券により、紙抄本の名簿に済印を押印する。

（5）概ね、2時間ごとに指定投票所の名簿管理主任へ、共通投票所の投票状況の電話連絡を入れ、指定投票所の名簿との突合を行う。

（6）従来 of 時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け記録する。

## Ⅱ ネットワーク障害時の対応

### 1 指定投票所が1箇所でも使用不可となった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>• システム使用不可の場合 は紙抄本に切替える。</li> <li>• 選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。</li> <li>• 受付してよい場合、紙抄本に 受付する。</li> </ul>	/	<p>本部で受付更新する。</p> <p>※指定投票所分を共通投票所 (本部)で受付するため、共 通投票所の投票状況画面の枚 数は実際の入場券枚数と合わ なくなる。</p>

#### <障害時の動作>

- ① 指定投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LANケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 指定投票所：動作しない場合、紙抄本に切り替える。  
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する（二重投票を防止するため。）
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。  
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

## 2 共通投票所が使用不可となった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
/	<ul style="list-style-type: none"> <li>• システム使用不可の場合は紙抄本に切替える。</li> <li>• 選挙管理委員会（本部）に対象者を受付してよいか電話等で確認する。</li> <li>• 受付してよい場合、紙抄本に受付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記の場合、本部で受付更新する。</li> </ul> <p>※共通投票所（本部）で受付するため、共通投票所の投票状況画面の枚数は実際の入場券枚数と一致する。</p>

### <障害時の動作>

- ① 共通投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LANケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 共通投票所：代替機含め動作しない場合、紙抄本に切り替える。  
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する（二重投票を防止するため。）
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。  
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

### 3 指定投票所が1箇所でも使用不可となり、共通投票所も使用不可なった場合

指定投票所 (第1～8投票区)	共通投票所	本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム使用不可の場合 は紙抄本に切替える。</li> <li>・選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。</li> <li>・受付してよい場合、紙抄本に 受付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム使用不可の場合 紙抄本に切替える。</li> <li>・選挙管理委員会（本部）に 対象者を受付してよいか 電話等で確認する。</li> <li>・受付してよい場合、紙抄本に 受付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の場合、本部で受付更新 する。</li> </ul>

#### <障害時の動作>

- ① 指定・共通投票所：使用不可 → 本部に指示を仰ぐ（連絡）
- ② 本部：基本的な動作確認（マウスが抜けていないか、LANケーブルが抜けていないか。本部の端末は該当者の検索等ができるか。等）
- ③ 指定・共通投票所：代替機含め動作しない場合、紙抄本に切り替える。  
受付対象者が来たら、本部に受付してよいか電話確認する  
(二重投票を防止するため。)
- ④ 本部：システム上、対象者を更新する。
- ⑤ 本部：共通投票所に連絡する。  
(本部で受付することで、共通投票所で表示している投票状況画面の人数も増えていく旨連絡する。)

### 4 その他

- (1) 全ての投票所に携帯電話を配置する。また、事務従事者職員の携帯電話番号を事前に確認し、非常時に備える。
- (2) 全ての指定投票所に無停電源装置及び非常用発電機を配置する。非常用発電機は、事前に試運転を実施すること。
- (3) 通信専用パソコンは、バッテリーを搭載し、必要に応じて非常用発電機により対応する。
- (4) 選挙当日は、選挙管理委員会（本部）に（株）電算社員を配置させる。

## 5 課 題

- (1) 大規模な停電や災害等で、受付した人の把握ができないなど投票所を閉鎖するような事案が発生した場合は、県、国との協議を経て対応する。

以上



## 共通投票所の使用に関する協定書

高森町（以下、「町」という。）、高森町選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）及びユニー株式会社アピタ高森店（以下、「アピタ高森店」という。）は、公職選挙法の規定による共通投票所の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町の区域で執行する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用する選挙において、アピタ高森店が管理する施設を、委員会が共通投票所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用貸借物件）

第2条 アピタ高森店は、次の物件（以下、「使用貸借物件」という。）を町及び委員会に貸し付け、町及び委員会は、これを借り受けるものとする。

場 所 長野県下伊那郡高森町山吹 4515 番地  
アピタ高森店内で、アピタ高森店が指定した場所及び調度品。

2 前項の箇所は、町及び委員会、アピタ高森店で協議の上、定めるものとする。

（使用用途）

第3条 町及び委員会は、使用貸借物件を次の用途に使用するものとする。

名 称 アピタ高森店共通投票所  
業務内容 各選挙に伴う当日投票事務

2 町及び委員会は、前項の業務内容を変更しようとする場合は、アピタ高森店の承認を受けなければならない。

3 町及び委員会は、使用貸借物件を第三者に転貸してはならない。

4 町及び委員会は、使用に際して、アピタ高森店の営業活動や顧客に支障をきたさないよう最大限留意するものとし、アピタ高森店より指示、申出等がなされた場合は、これに従うものとする。

（使用貸借の期間及び申込み）

第4条 使用貸借の期間は、町の区域で執行する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用する選挙において、公（告）示の日後の選挙期日とし、事前に協議の上、委員会が申込み、アピタ高森店の承諾を受けるものとする。

(賃料)

第5条 町は、1回の選挙の使用貸借物件の賃料として、1日当たり2,500円をアピタ高森店へ支払う。

(協定期間の更新)

第6条 町及び委員会、アピタ高森店双方異議がない場合は、この協定による使用貸借の期間は、1年間ごと更新されるものとする。

(協定の解除)

第7条 前条の規定に関わらず、解除を希望する日の3か月前までに書面で申し出た場合は、この協定を解除できるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、町及び委員会、アピタ高森店が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成しそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2016年(平成28年)6月3日

長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1  
高森町  
高森町長 熊谷元尋 印

長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1  
高森町選挙管理委員会  
委員長 原 幸善 印

長野県下伊那郡高森町山吹 4515 番地  
ユニー株式会社アピタ高森店  
店長 村沢昭彦 印

## 2. 2 「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」

参考資料4：湯沢市（周知用チラシ、期日前投票所の設置の様子）・・・・・・・・・・123

参考資料5：富里市（高校生へのアンケート結果）・・・・・・・・・・・・・・・・126

参考資料6：福井市（期日前投票所の設置図、選挙コンシェルジュ関係）・・・・128

参考資料7：天理市（期日前投票事務マニュアル、大学との協定書）・・・・・・・・144

参考資料8：長崎市（周知用チラシ、大学生へのメールマガジン）・・・・・・・・152

# 7月10日(日)は『参議院議員通常選挙』の投票日です



「なまはげめいすいくん」

選挙権年齢が18歳以上になって初めての参議院議員通常選挙が、6月22日公示、7月10日投票と決まりました。

貴重な一票を棄権することなく生かし、私たちの願いを国政の場に反映させましょう。

## ▷ 投票ができる人

- ①平成10年7月11日以前に生まれ、選挙人名簿に登録されている人
- ②選挙権を有する人で平成28年3月21日以前に住民登録し、引き続き3箇月以上湯沢市で暮らしている人

## ▷ 投票日・投票時間

- 投票日 平成28年7月10日(日)
- 投票時間 午前7時から午後7時まで

## ▷ 期日前投票

投票日に事情があって、投票所に行くことができない人は、期日前投票をすることができます。  
新たな期日前投票所を「雄勝中央病院1階中央待合ホール」に開設しますので、来院した際は御利用ください。

期日前投票所名	開設期間	開設時間
湯沢市役所1階市民ロビー	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
稲川庁舎	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
雄勝文化会館ふるさとホール	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
皆瀬庁舎	6月23日(木)から7月9日(土)まで	午前8時30分から午後8時まで
雄勝中央病院1階中央待合ホール ※平日のみ期日前投票所を開設します。	6月23日(木)から6月24日(金)まで 6月27日(月)から7月1日(金)まで 7月4日(月)から7月8日(金)まで	雄勝中央病院のみ 午前8時30分から午後3時まで ※開設時間に御注意ください。

※入場券をお持ちいただければ、どの場所でも投票できます。

※入場券裏面の「宣誓書兼請求書」に、あらかじめ必要事項を記入しておいていただくと、受付が早く済みます。

## ▷ 投票区の統合・投票所の変更

今回の選挙から馬場投票区(行政区:下馬場、新馬場)を横堀投票区に統合し、投票所を「雄勝文化会館視聴覚ホール」とします。

御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

### 【投票区新旧対照表】

旧投票区名	旧投票場所		新投票区名	新投票場所
馬場	下馬場町内会館	→	横堀	雄勝文化会館視聴覚ホール

次のとおり投票所が変更となります。お間違えのないようお願いします。

投票区名	旧投票場所		新投票場所
湯ノ岱	湯沢市指定介護予防拠点施設 福寿荘大広間	→	湯ノ岱会館
小野	小野地区センター	→	小野地区センター(旧小野小学校) ※名称は同じですが、旧小野小学校へ移転したため。

## ▷ 不在者投票

次の場合は不在者投票をすることができます。

- ①仕事の都合などで市外に滞在し、投票所で投票できない人  
入場券裏面の「宣誓書兼請求書」又は「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、湯沢市選挙管理委員会に申請していただくことになります。
- ②病院・施設に入院・入所中の人  
病院長又は施設長に申し出てください。

### 不在者投票ができる市内指定施設

雄勝中央病院、佐藤病院、渡部病院、昭平苑、湯雄医師会病院、ゆーとぴあ神室、愛宕荘、サン・グリーンゆざわ、健寿苑、平成園、シャイントピアみなせ、ケアハウス寿郷、愛光園

## ▷ 郵便投票

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことができない人が自宅などで投票用紙に記載し、選挙管理委員会へ郵送することで投票ができる制度です。この制度の対象者は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人で、障がいの程度の重い人に限ります。〈別表参照〉

この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、「郵便等投票証明書」を受けている人についても、選挙のたびに投票用紙の交付請求が必要となります。

■申請期限 7月6日(水) 午後5時まで《投票日の4日前》

※「郵便等投票証明書」の交付申請及び投票用紙の交付請求は、各期日前投票所でもできます。

※請求のあった投票用紙等は、書留郵便でお送りします。



### 【別表】

#### ①郵便等による不在者投票の対象者

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳 をお持ちの人	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
	肝臓、免疫の障がい	1級・2級・3級
戦傷病者手帳を お持ちの人	両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
介護保険法上の 要介護の人	要介護5の人	

#### ②郵便等による不在者投票（代理記載）の対象者

※①に該当する人で

	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳 をお持ちの人	上肢、視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳を お持ちの人	上肢、視覚の障がい	特別項症・第1項症・第2項症

## ▷ 問い合わせ

入場券が届かなかった場合や各制度の詳しい内容などは、市ホームページを御覧になるか、下記に問い合わせください。また、各種申請書などは、市ホームページからも取得することができます。

湯沢市選挙管理委員会事務局 電話 0183-73-2154 FAX 0183-72-3780

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

期日前投票所の様子



全体の様子



投票箱付近の様子



投票記載台の様子



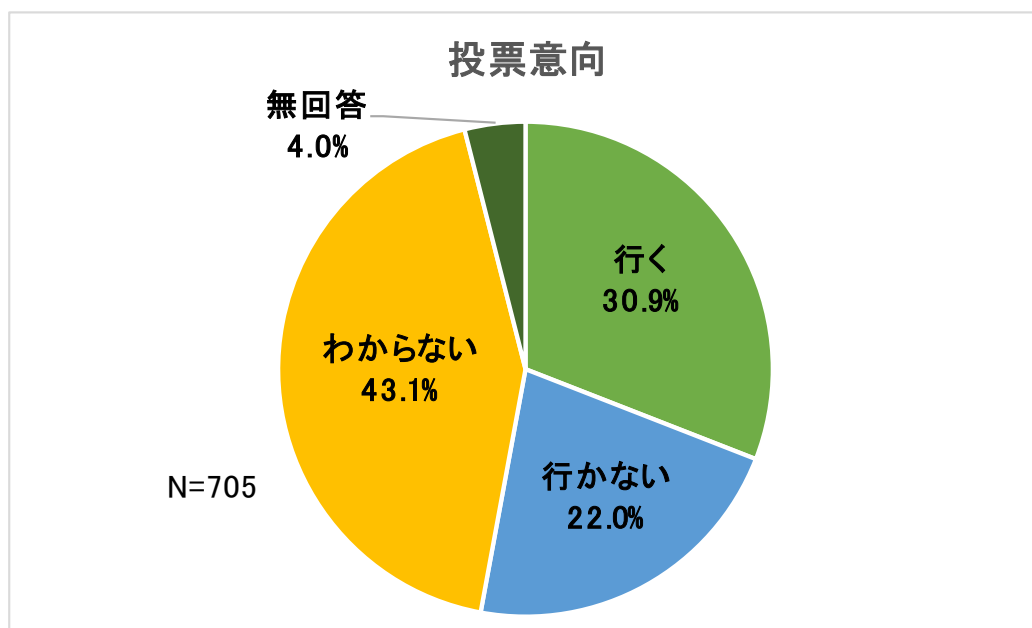
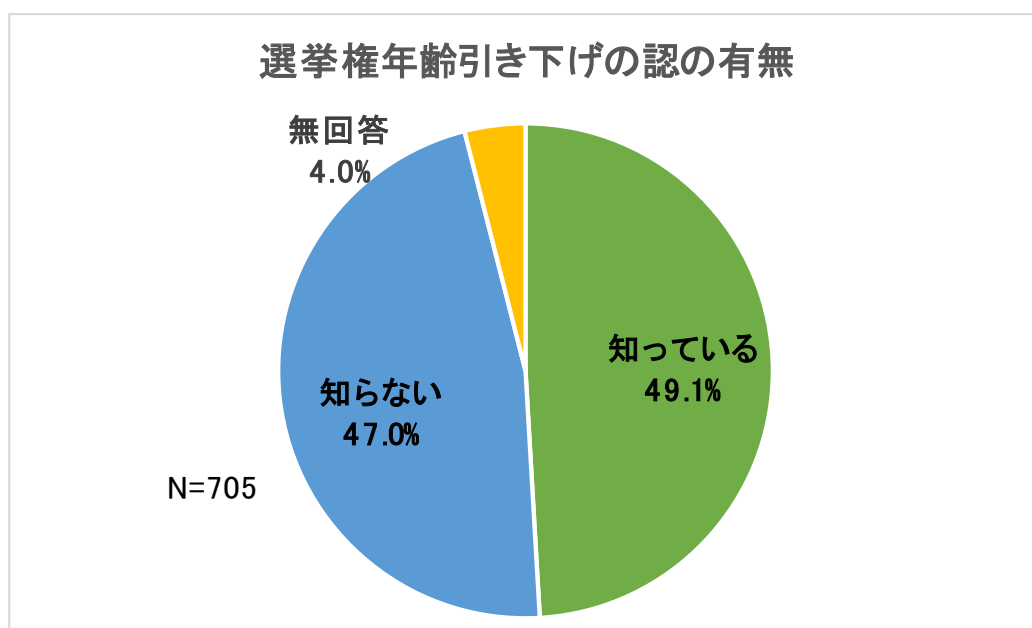
投票の様子

## 【高校生へのアンケート(平成27年6月実施)結果】

### ○アンケート概要

- ・対象： 富里高校全生徒
- ・実施時期： 平成27年6月
- ・調査内容： ・選挙権年齢引き下げの認知の有無  
・投票の有無及び投票しなかった理由
- ・その他： 市民意識調査とともに実施

### ○アンケート結果

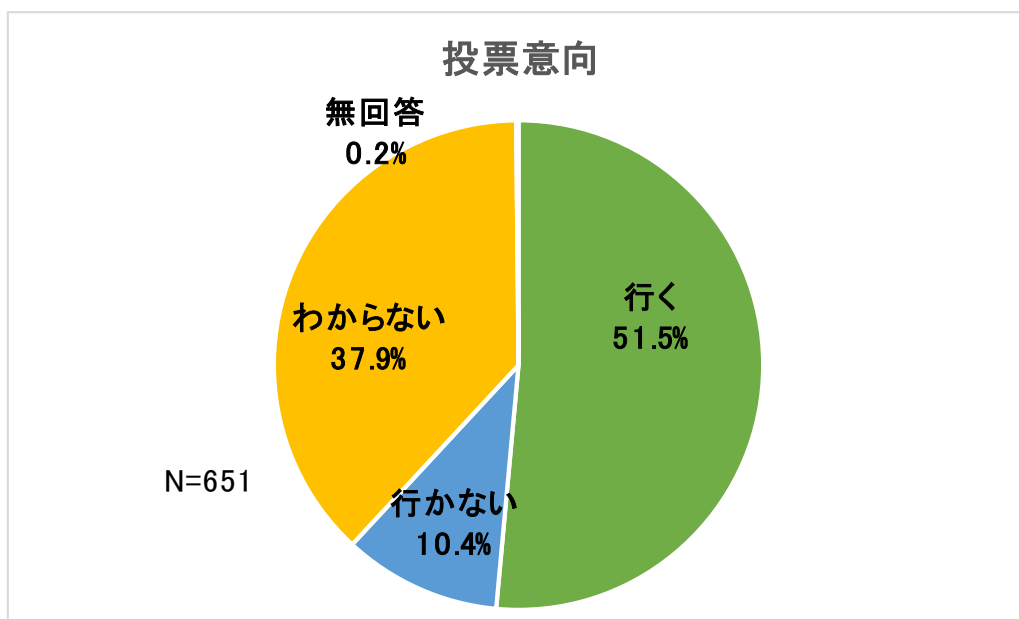
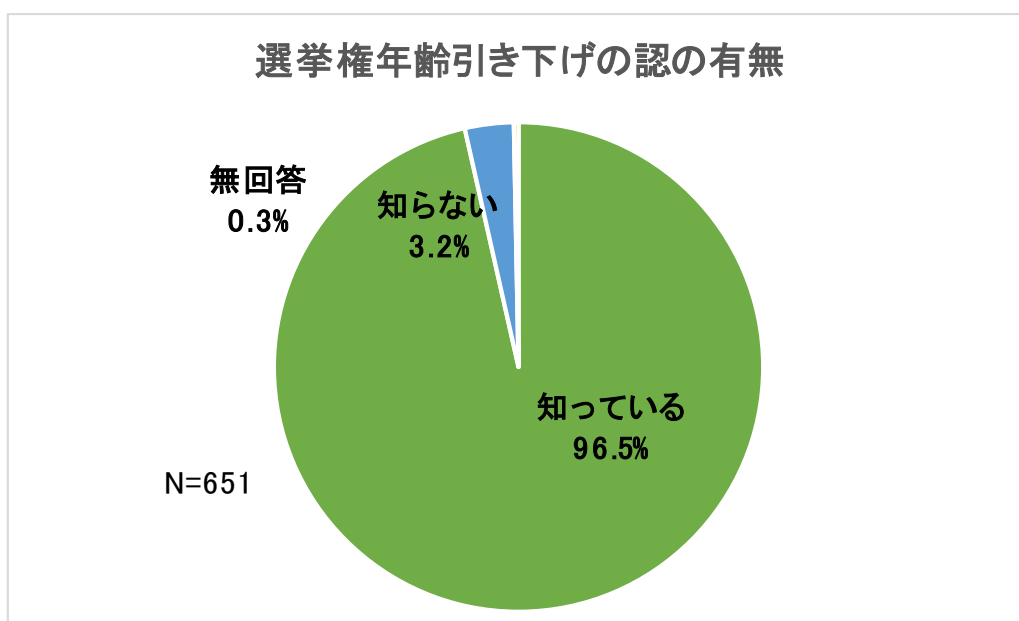


## 【模擬投票・選挙講座開催後アンケート調査結果(平成28年4月実施)】

### ○アンケート概要

- ・対象： 富里高校全生徒
- ・実施時期： 平成28年4月
- ・調査内容： ・選挙権年齢引き下げの認知の有無  
・投票意向及び投票しない理由 等
- ・その他： 模擬投票・選挙講座開催後に実施

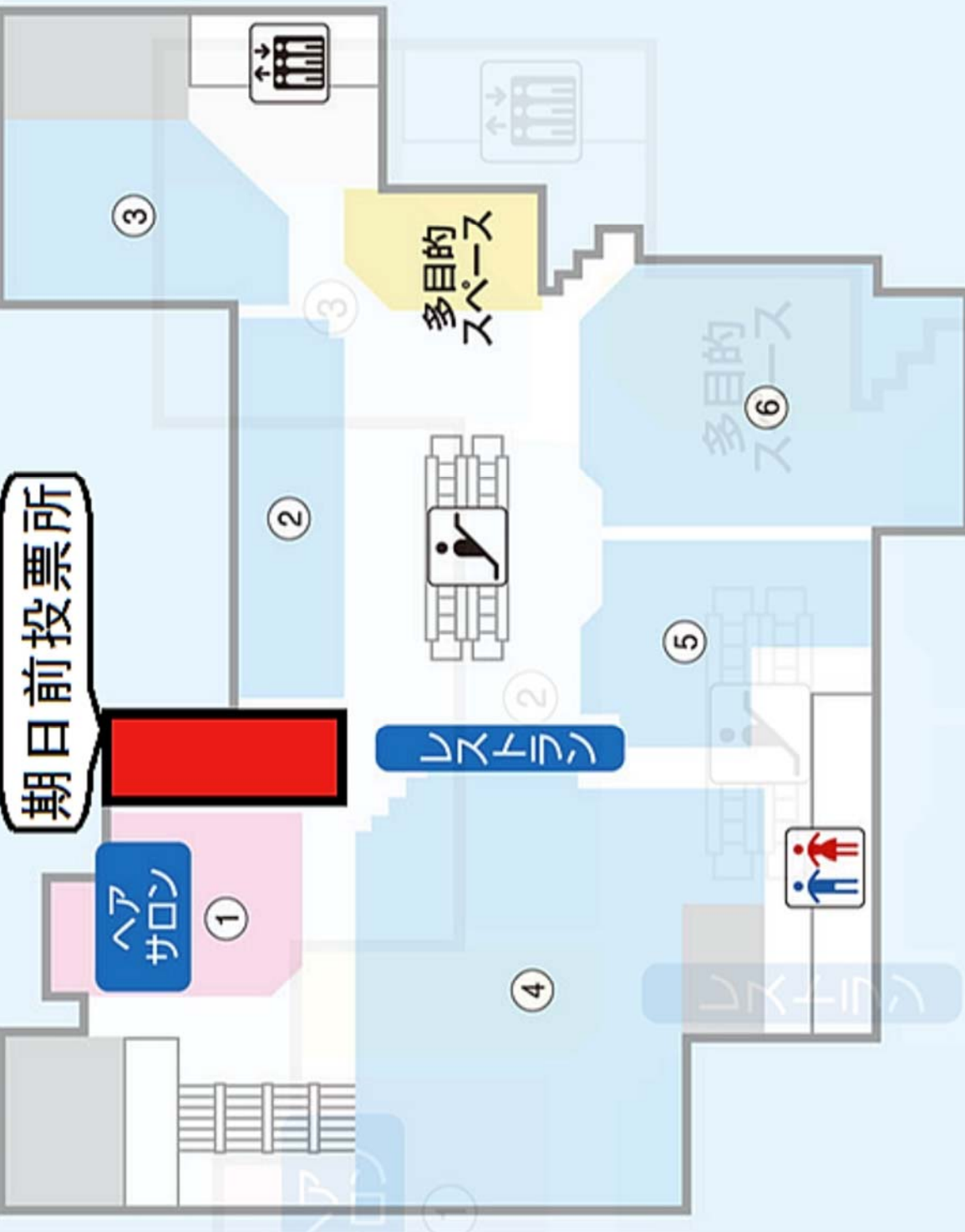
### ○アンケート結果





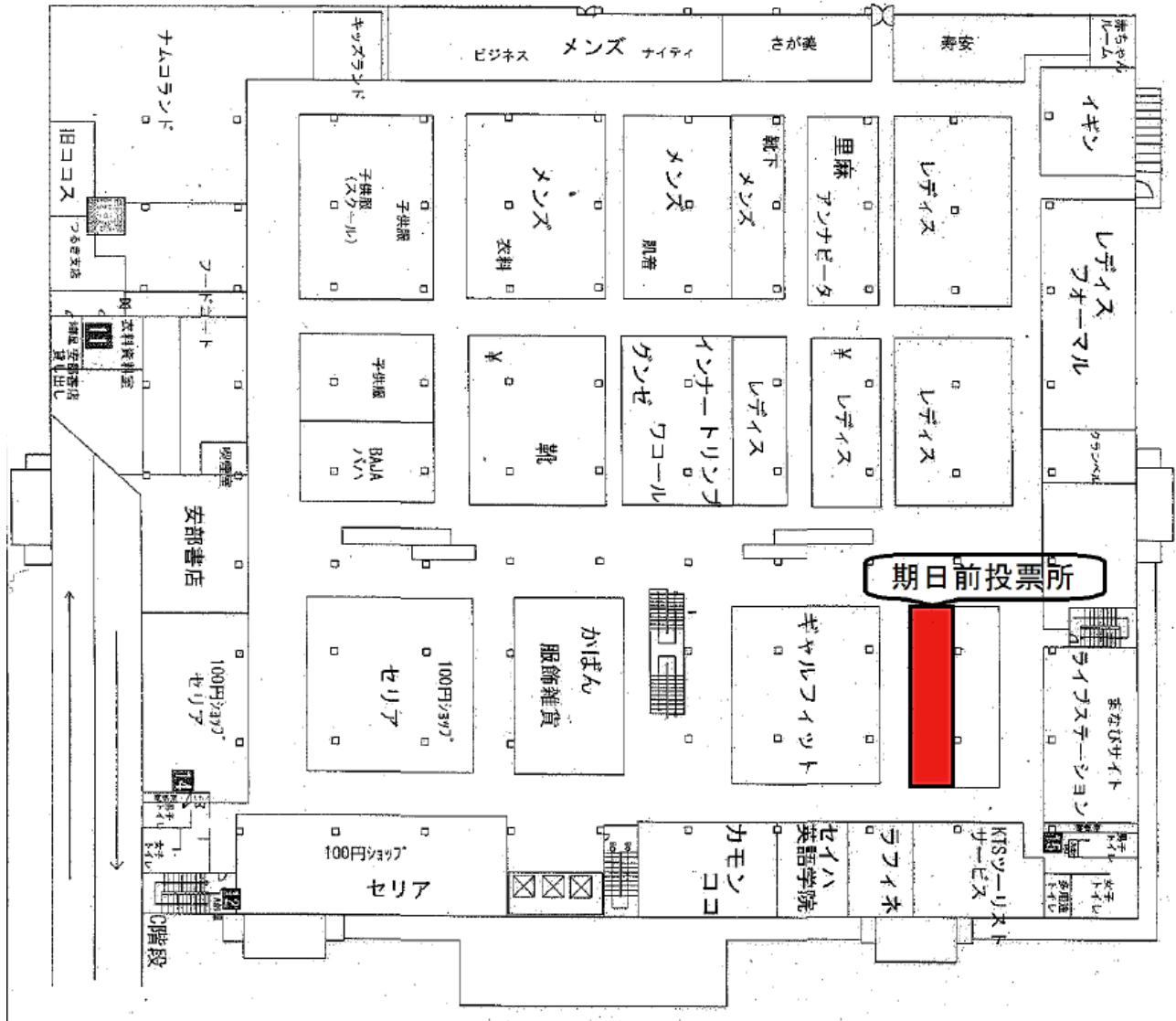


西武福井店 8階





アピタ福井店 2階







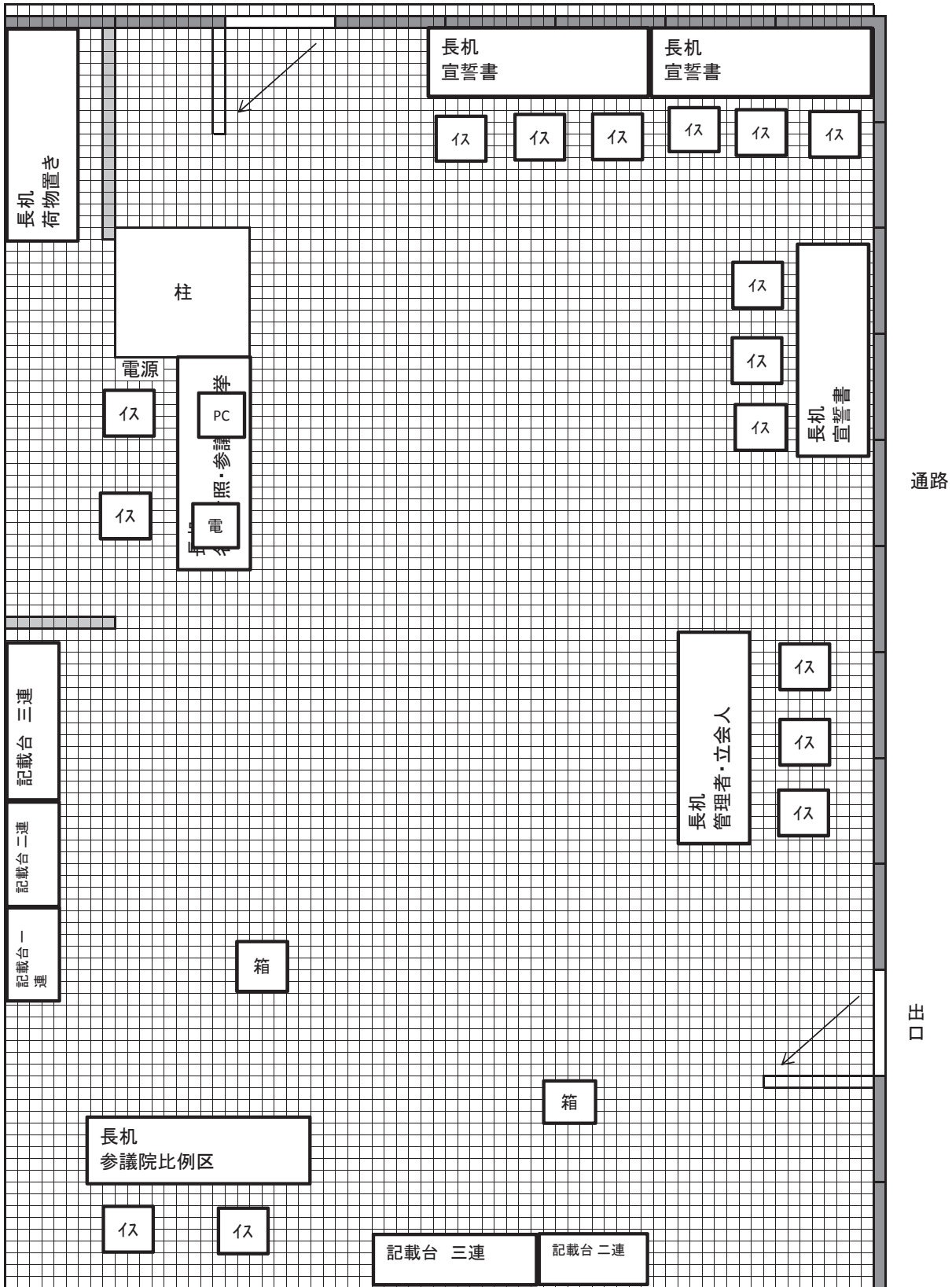






# ショッピングシティベル(1階特設会場) レイアウト

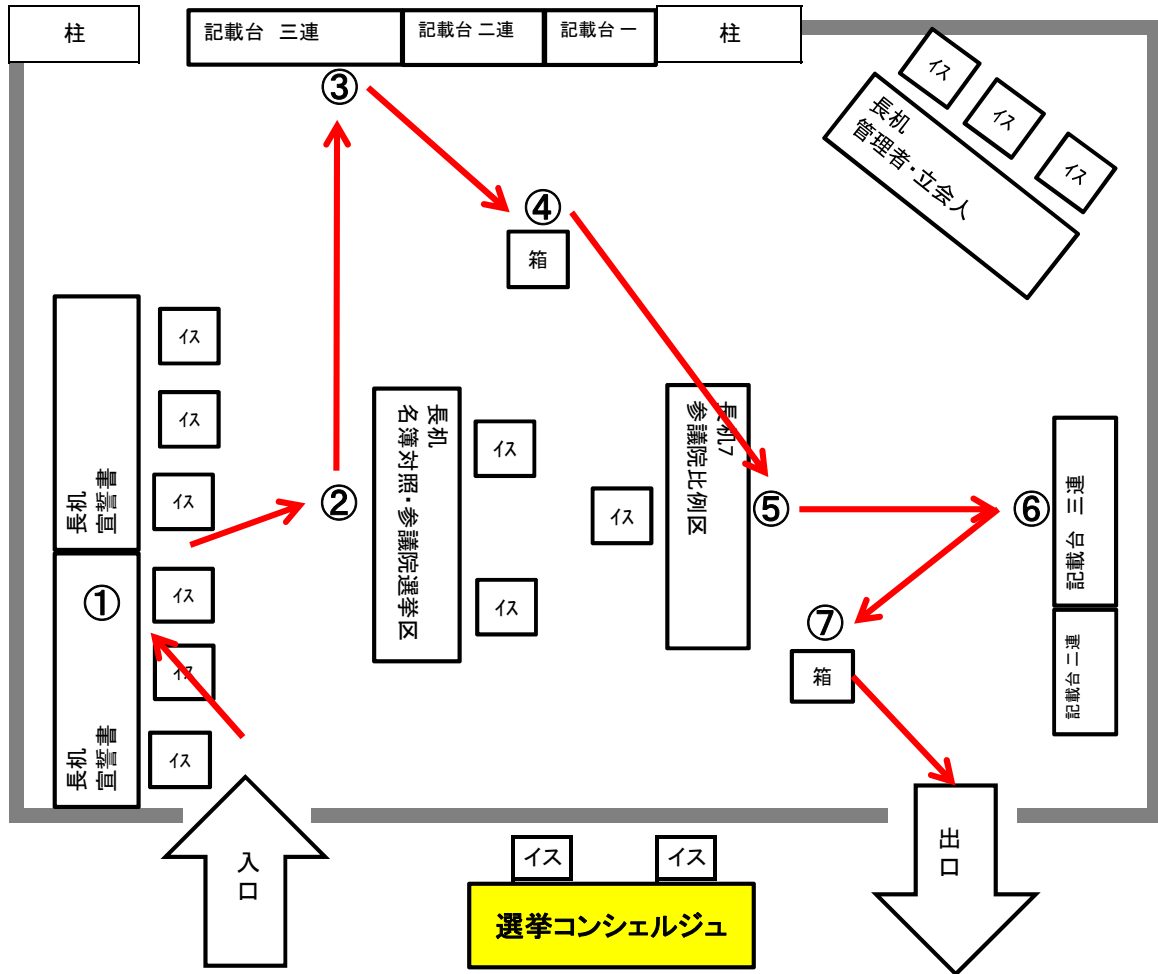
入口 通路





福井工業大学 福井キャンパス

2号館 1階 学生ロビー



## 選挙コンシェルジュ 想定Q&A

Q 選挙コンシェルジュって？

A 初めての投票に疑問、不安を持つ学生たちの相談にのる相談員。  
疑問、不安を解消し、安心して投票してもらうことがねらい。  
些細なことでもいいので気軽に相談してみてください。

### 期日前投票・不在者投票

Q 期日前投票はどうやってすればいいの？

A ①受付で「期日前投票宣誓書兼請求書」を記入する。  
②「選挙区」の投票用紙を受取る。  
③記載台で候補者の氏名を記入する。  
④投票箱に入れる。  
⑤「比例代表」の投票用紙を受取る。  
⑥記載台で政党・政治団体名か候補者の氏名のいずれかを記入する。  
⑦投票箱に投函する。  
(詳しくは別紙 期日前投票の流れ参照)

Q 入場券、身分証がなくても投票できる？(何か持っていくものはあるの？)

A 入場券がなくても本人と確認できれば投票できます。  
またその際も身分証の提示は不要です。(何も持ってこなくても投票できる。)

Q-1 住民票が福井市にない場合はどうすればいい？

Q-2 転入してきたばかりだけど投票できる？

A 今回福井市で投票ができるのは、平成28年3月21日以前から福井市に住民登録のある人です。福井市に住民登録がない人、3月22日以降に転入届を出した人は、福井市で投票することはできませんが、前の住所地で投票することができます。

前の住所地に帰って投票することもできますが、前の住所地から今住んでいるところに投票用紙を取寄せて、福井市の選挙管理委員会で投票することができます**不在者投票**という制度があります。→別紙不在者投票参照

### 投票について

Q 候補者の情報はどうやって得ればいい？(何を参考に候補者を選べばいい？)

A 各家庭に配布している「選挙公報」で各候補者の主張をみることができます。（コンシェルジュの会場や学生食堂にも数部備えます。）

また、インターネットで各候補者のページや SNS などを見ることもできます。

選挙期間中、候補者の「個人演説会」や「街頭演説」なども行われるので、演説を聴いて候補者の考えを知ることができます。

Q 参議院の比例代表は、候補者名か政党・政治団体名のどちらかを書くが、それでどうやって当選者を決めるの？

A 参議院の比例代表は「非拘束名簿式」という制度が採用されています。政党の得票と所属する候補者の得票を合わせた数が政党の総得票数になり、これに応じて政党ごとの議席数が決まります。そして、政党の中での当選順は、個人の得票数に応じて決まります。当選させたい候補者がいるならば、候補者名を書いた方が効果的です。

#### 18 歳選挙権について

Q どうして 18 歳選挙権なのか？

A 少子高齢化が進む日本では、若者の有権者数が少なくなっており、若者の意見が政治に反映されにくい状態となっています。

そこで、選挙権年齢を 18 歳に引き下げ、より多くの若い人たちが投票できるようにし、若者の投票者が増えることによって、若者の意見がより政治に反映されるようにしたものです。福井市内でおよそ 5,000 人の新有権者が誕生しました。

Q 投票できるのは？（大学生は全員投票できるため聞かれないかもしれませんが）

A 投票日 7 月 10 日で満 18 歳の人、つまり平成 10 年 7 月 11 日までに生まれた人が対象です。

法律では誕生日の前日で 1 歳年を取るため、平成 10 年 7 月 11 日生まれの人は 7 月 10 日で満 18 歳となります。

その他、回答できない質問等あれば、事務局（20-5545）までお願いします。

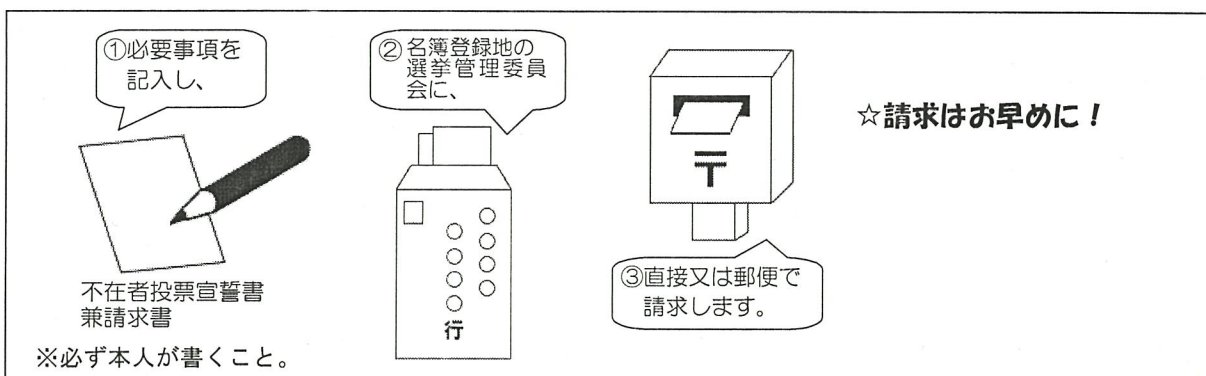
# 名簿登録地以外の市区町村で投票するには？

投票は、「選挙人名簿」の登録に基づいて行われます。福井市に住民登録のない人や、福井市外から転入してきたばかりの人(平成28年3月22日以降の転入者)は、福井市の選挙人名簿に登録されていないため、選挙人名簿の登録のある前の住所地(名簿登録地)で投票します。

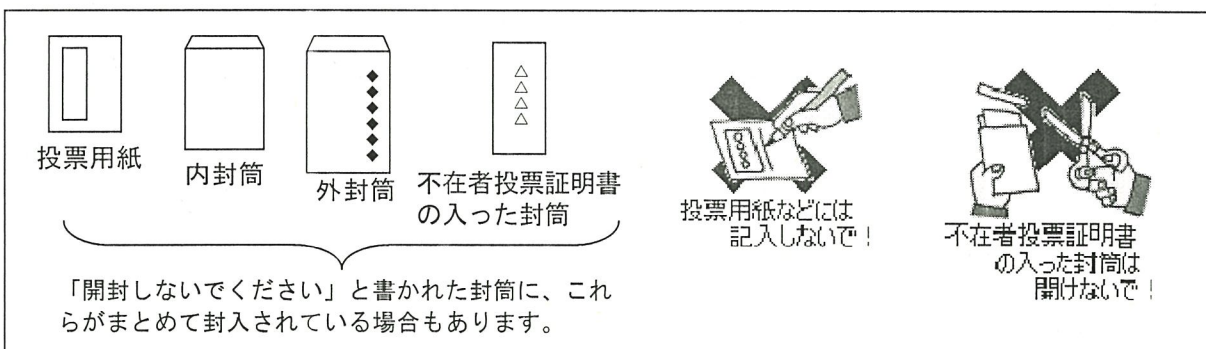
福井市にいながら名簿登録地の選挙の投票をするための制度として、**不在者投票**があります。

不在者投票は、以下の手続きで行います。

**1** まず、「不在者投票宣誓書兼請求書」(この用紙の裏面)を記入し、名簿登録地の選挙管理委員会に郵送、投票用紙を請求します。



**2** 名簿登録地から、投票用紙等が郵便で届きます。(以下のものが入っています)



**3** 不在者投票期間中(平成28年6月23日～7月9日)に、**2**を福井市役所本館1階 市民ホール 期日前投票所 まで持参して、不在者投票をします。

※受付時間：午前8：30～午後8：00

以上のように、郵便のやり取りによって行われるため時間がかかります。投票用紙は投票日までに名簿登録地に届かないと無効になりますので、十分余裕をもって手続きを取ってください。

※投票ができるのは、名簿登録地の選挙(候補者)ですのでご注意ください。

■ 郵便等の宛先・問い合わせ先 ■  
〒910-8511 福井市大手3丁目10-1  
福井市選挙管理委員会事務局 TEL 0776-20-5545

## 第24回参議院議員通常選挙における年代別の投票率について

### 1 年代別投票率

	H28. 7. 10 執行 第24回参議院選挙 [抽出調査]		H18. 3. 5 執行 福井市長選挙 [全数調査]	
18歳・19歳	984人	39.84%	-	-
	392人		-	
20歳代 (20歳～29歳)	4,704人	35.54%	30,462人	29.45%
	1,672人		8,970人	
30歳代 (30歳～39歳)	5,876人	42.17%	36,527人	44.01%
	2,478人		16,074人	
40歳代 (40歳～49歳)	7,313人	50.84%	32,684人	56.09%
	3,718人		18,334人	
50歳代 (50歳～59歳)	6,130人	60.69%	39,978人	62.14%
	3,720人		24,843人	
60歳代 (60歳～69歳)	7,888人	66.81%	31,440人	70.72%
	5,270人		22,234人	
70歳代 (70歳～79歳)	5,430人	67.72%	26,736人	69.02%
	3,677人		18,454人	
80歳以上 (80歳～)	4,318人	39.83%	15,501人	42.78%
	1,720人		6,631人	
計	42,643人	53.11%	213,328人	54.16%
	22,647人		115,540人	

#### [年代別投票率の比較]

	平成28年参院選 (抽出調査)	平成18年市長選 (全数調査)	比較
18・19歳	39.84%	—	—
<b>20歳代</b>	<b>35.54%</b>	<b>29.45%</b>	<b>+6.09%</b>
30歳代	42.17%	44.01%	▲1.84%
40歳代	50.84%	56.09%	▲5.25%
50歳代	60.69%	62.14%	▲1.45%
60歳代	66.81%	70.72%	▲3.91%
70歳代	67.72%	69.02%	▲1.30%
80歳代以上	39.83%	42.78%	▲2.95%
合計	53.11%	54.16%	▲1.05%

## 2 若者世代の投票率

			H28.7.10 執行 第24回参議院選挙		H18.3.5 執行 福井市長選挙	
18歳・19歳	18歳	高校生等	700人	69.71%	誕生日：4/2～7/11	
			488人			
		上記以外	1,824人	35.64%		
		650人				
	計		2,524人	45.09%		
			1,138人			
	19歳		2,511人	32.10%		
			806人			
計		5,035人	38.61%			
		1,944人				
20歳代	20歳～24歳	抽出調査	2,349人	34.01%	14,744人	25.51%
			799人		3,761人	
	25歳～29歳		2,355人	37.07%	15,718人	33.14%
			873人		5,209人	
	計		4,704人	35.54%	30,462人	29.45%
			1,672人		8,970人	
全体			219,072人	53.18%	213,328人	54.16%
			116,498人		115,540人	

## 3 大学の期日前投票の状況

	投票者数	うち 若者世代の投票者		
		18歳・19歳	20歳代	計
福井大学	245人	35人 (14.3%)	88人 (35.9%)	123人 (50.2%)
福井工業大学	148人	39人 (26.4%)	35人 (23.6%)	74人 (50.0%)
計	393人	74人 (18.8%)	123人 (31.3%)	197人 (50.1%)

[福井大学・福井工業大学の学生数]

		福井大学 (文京キャンパス)	福井工業大学	計
学 生 数	大学	3,147人	2,274人	5,421人
	大学院	825人	34人	859人
	計	3,972人	2,308人	6,280人

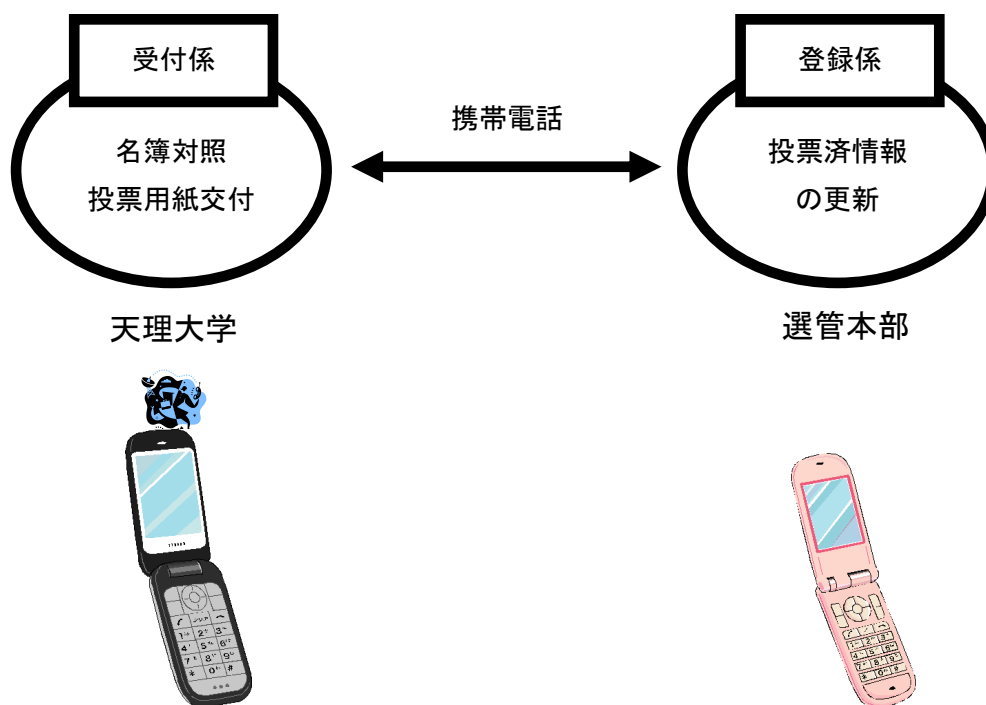


天理大学受付用  
期日前投票マニュアル

天理市選挙管理委員会

## 1. 概要

- ・天理大学の受付担当者からの連絡を受け、PC上で情報を更新します。



- ・ ◎期日前投票終了後、宣誓書の内容と更新内容の突合作業を行います。

## 2. 「受付係⇔市役所登録係」とのやりとり例

◎宣誓書記載所に選挙人が来たら通話開始

番号	受付係	登録係
①	記載済の期日前宣誓書受け取り	
②	選挙通知書のバーコードをリーダーで読み取り。名前、住所、生年月日が宣誓書の内容とパソコン画面が一致するか確認 (選挙通知書を忘れた場合は、生年月日等で検索)	
③	【登録係へ伝える】 <u>お願いします。</u> → <u>バーコード5〇〇〇〇〇〇〇〇</u> (ゆっくり区切りながら伝えてください)	伝えられた受付番号を検索 (バーコード=選挙人番号)
	5からはじまります。	↓
④	<u>確認しました!</u> ←	<u>名前〇〇</u> <u>平成〇年〇月〇日</u> <u>住所〇〇</u>
⑤	<u>事由〇です!(1~3、5)</u> ※代理投票、点字投票の場合はその旨も伝わります。	<u>です!</u>
⑥		・ <u>請求事由入力</u>
⑧	了解しました ←	・ <u>「更新」しました。</u>
⑨	選挙通知書又は宣誓書にナンバリング。	

アンダーライン部分がセリフです。

### 3 操作説明

選挙通知書の裏にある期日前投票宣誓書又は投票所に備え付けの宣誓書を記入してもらおう。

**期日前投票**

期間 6月23日( )～7月9日(土)  
 時間 午前8時30分～午後8時  
 場所 市役所1階 131会議室

★期日前投票に来られる場合は、右の期日前投票宣誓書に記入の上、この選挙通知書をご持参ください。

(投票についてのご案内)  
 1 投票日には、この選挙通知書を必ず本人が投票所へ持参して受付へ提出してください。(本人以外は使用できません。)  
 2 この選挙通知書は、月日時点でのデータにより作成しています。投票日に選挙権のない方は、この選挙通知書があっても投票できません。  
 3 この選挙通知書を万一紛失されても投票できますので、投票所の受付でその旨を申し出てください。  
 4 投票日に、一定の事由により投票所に行くことができない方は、期日前投票をすることができます。

※お問い合わせ 天理市選挙管理委員会 ☎0743-63-1001 内線454

**期日前投票宣誓書**

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 明治 昭和 年 月 日  
 天正 平成 年 月 日

住所 天理市 \_\_\_\_\_  
※異なる住所と異なる場合のみ、記入してください。

私は平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の当日、公職選挙法施行令第49条の3の規定により、下記の事由に該当する見込みであることを宣誓します。

平成28年 月 日 天理市選挙管理委員会委員長 様  
 ◆選挙当日の事由として該当する番号に○を付してください。

1	仕事など	(仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他に従事)
2	旅行など	(1以外の用事又は事故で投票区域外に外出・滞在)
3	病気・負傷など	(病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難、又は視覚聴覚等障害)
5	住所移転	(選挙期日に、天理市以外の市町村に住所移転予定)

選挙通知書裏面

**記載例 期日前投票宣誓書**

私は、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

期日前投票を行う理由で、次のAからDのあてはまるものに○を付けてください。

1	仕事など	(仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他に従事)
2	旅行など	(1以外の用事又は事故で投票区域外に外出・滞在)
3	病気・負傷など	(病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難、又は視覚聴覚等障害)
5	住所移転	(天理市以外の市町村に居住)

上記は真実であることを誓います。  
 平成 28 年 6 月 30 日

選挙人名簿に記載されている住所	天理市 川原城 町 605 番地
現住所	※上記と異なる場合のみ記載してください。
生年月日	明治・大正・昭和 平成 10 年 4 月 8 日
ふりがな	てんり たろう
氏名	天理 太郎

選挙通知書を忘れた人用

市役所登録係に携帯で電話をかける。

電話番号:

電話番号:

パソコンを使って選挙通知書のバーコードをリーダーで読み取る。選挙通知書が無い場合は 生年月日等で検索

該当者を確認したら

バーコード番号(選挙人番号)を市役所の登録係に電話で伝える。(5ではじまる8ケタ)

参議院議員通常選挙 選挙通知書

投票日 \_\_\_\_\_ 投票時間 午前7時～午後8時

抄本番号	投票区	ページ	番号	性別
	○ ○	○ ○ ○	○ ○	

期日前投票に来られる場合は、裏面に記入の上、ご持参下さい。

天理市選挙管理委員会

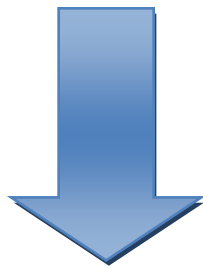
バーコードはココ

## 市役所登録係

天理大学の受付係から携帯電話に連絡があります。

【バーコード検索の場合】

バーコード入力画面に直接 5 で始まる 8 ケタの数字を入力してください。



該当者一覧画面

生年月日: 33005 除票者判定: 除票者を含む

前へ 次へ データ件数: 15件

選択	No	氏名・名称	住所	世帯番号 基本番号	登録状態 区分	生年月日
<input type="checkbox"/>	1	アオモリ カズミ 青森 一美	両備7丁目2089番地	10002897 10008848	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	2	トウキヨウ シゲミ 東京 茂美	両備7丁目4250番地2	10002815 10008579	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	3	シズオカ マサコ 静岡 雅子	両備9丁目401番地4	10003397 10011023	登録	S30. 5. 5
<input type="checkbox"/>	4	カコシマ ミチエ 鹿児島 道恵	両備9丁目392番地31	10003385 10014717	登録	S30. 5.11
<input type="checkbox"/>	5	トクシマ ヒデアキ 徳島 敏昭	両備9丁目769番地8	10003551 10011433	登録	S30. 5.13
<input type="checkbox"/>	6	クシロ ケイコ 釧路 桂子	両備8丁目239番地	10002884 10008778	登録	S30. 5.14
<input type="checkbox"/>	7	オタル サナエ 小樽 早苗	両備4丁目3677番地	10001595 10005158	登録	S30. 5.15
<input type="checkbox"/>	8	シズオカ モトコ 静岡 元子	両備4丁目498番地2	10000937 10003074	登録	S30. 5.19
<input type="checkbox"/>	9	オタル ケン 小樽 謙	両備4丁目891番地51	10001198 10003881	登録	S30. 5.20
<input type="checkbox"/>	10	ヨロハマ ミチコ 横浜 美智子	両備7丁目3979番地4	10002878 10008446	登録	S30. 5.20

該当者を選択します。(クリック)

市役所： 名前〇〇、生年月日〇〇、住所〇〇です。

天大： 確認しました。

住所、氏名、生年月日、性別、登録済投票区、選挙人番号、各年月日、投票種類、投票場所が正しく表示されているのを確認後、投票理由を入力します。

(誤りがある場合は、★期日前・不在者投票入力ボタンから再入力してください。)

天大：事由は〇〇です。

市役所：事由番号〇〇入力しました。

市役所：更新しました。

★ 何かメッセージが出たら原則選管職員へ連絡して下さい。内線 454

投票理由を入力後、更新ボタンを押下します。

更新後、該当者検索画面になりますので、次の該当者を検索して、入力を行ってください。  
尚、バーコードの場合は、バーコードボタンを押下してください。  
バーコード画面になります。

入力が重複していると、上書きを行うかどうかのメッセージボックスが表示されますので、いいえボタンを押下します。(入力間違いかどうかを確認してください。)

複数選挙（衆議院選挙等）の場合、後から国民審査のみ投票する場合があります。入力が正しい場合は、前回行なった選挙種類に対しては、上書きするかどうかのメッセージが出力されるので、いいえボタンを押下してください。

例) 12月7日に小選挙区、比例代表を投票した方が、12月10日に国民審査を投票した場合、小選挙区、比例代表を上書きするのメッセージが表示されますので、いいえボタンを押下してください。

2回いいえボタンを押下いたしますと、国民審査は特にメッセージの表示はなく12月10日投票日で投票されます。(上書きしないため、小選挙区、比例代表は12月7日投票日のままとまります。)



## 天理市と天理大学との包括的連携に関する協定書



天理市（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。また、相互に連携し、情報発信を行うこととする。

- (1) 地域文化及び地域産業の振興に関すること
- (2) 教育及び人材育成に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) 国際交流に関すること
- (6) スポーツ活動の推進及び健康増進に関すること
- (7) 学術研究に関すること
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### （連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

- 2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

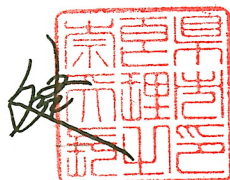
### （細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 26 年 4 月 23 日

天理市長



天理大学長





# 回覧用

長崎市選挙管理委員会からのお知らせです。

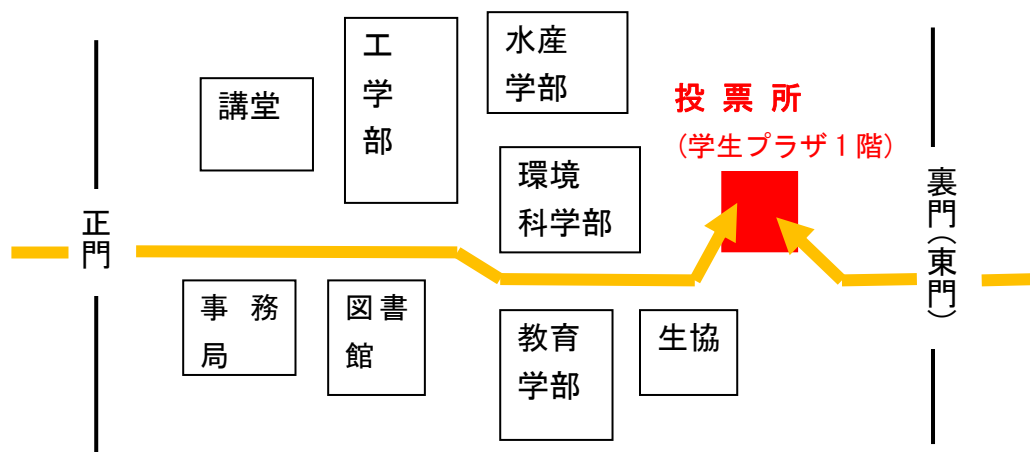
## 参議院議員通常選挙のお知らせ

### 長崎大学(文教キャンパス内)に 期日前投票所を設置します！

【期間】平成28年7月6日(水)～7日(木)

【時間】午前10時～午後5時

【場所】長崎大学 文教キャンパス  
学生プラザ1階



- ・期日前投票所は、長崎市の有権者ならどなたでもご利用できます。お近くにお住まいの皆さまも、ぜひご利用ください。
- ・長崎大学以外の期日前投票所については、投票所入場券の裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 長崎市選挙管理委員会事務局 (TEL: 821-3520)



# 18歳になったら投票に行こう！ 長崎大学（文教キャンパス内）に 期日前投票所を設置します！



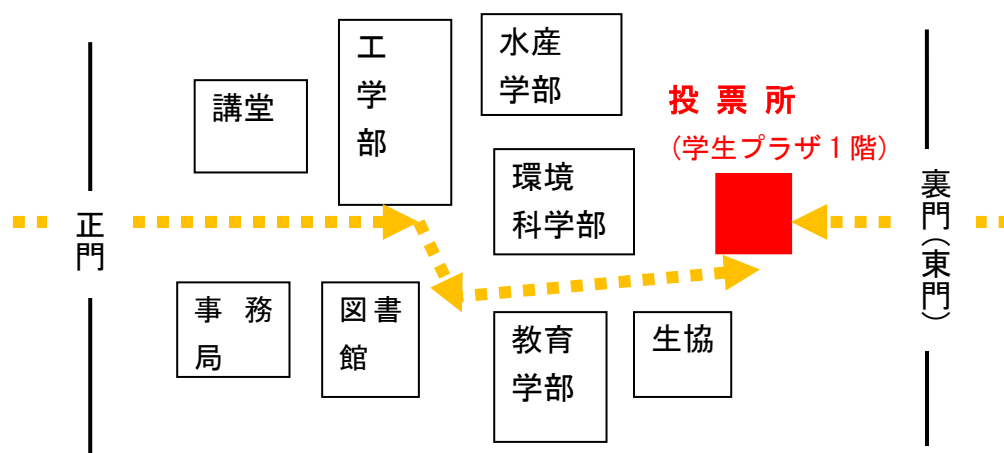
**期日前投票**とは、投票日当日に仕事や旅行などの用事で投票所へ行けない方が、**投票日より前に投票**することができる制度です。

【期 間】平成**28**年**7**月**6**日（**水**）～**7**日（**木**）

【時 間】午前**10**時 ～ 午後**5**時

【場 所】長崎大学 文教キャンパス

## 学生プラザ1階



- ・期日前投票所は、長崎市の有権者ならどなたでもご利用できます。当日投票にいけない方は、ぜひご利用ください。
- ・長崎大学以外の期日前投票所については、投票所入場券の裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 長崎市選挙管理委員会事務局（TEL：821-3520）

## 長崎大学メールマガジン本文

◆大学構内で期日前投票ができます！～参議院選挙のお知らせ～

7月10日執行の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられます。ぜひ貴重な一票を投じましょう。  
そこで、長崎大学の構内に、期日前投票所を設けます。  
市内の有権者なら、どなたでも利用することができます。  
学生のみなさんも、授業の間などにぜひご利用ください。

【期間】平成28年7月6日（水）～7日（木）

【時間】午前10時～午後5時

【場所】長崎大学文教キャンパス 学生プラザ1階

詳しくは長崎市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/780000/121800/index.html>

長崎市選挙管理委員会事務局 連絡先 095-821-3520

## 2. 3 「期日前投票の投票時間の弾力化」

参考資料 9 : 生野区（大阪市実施のアンケート結果）・・・・・・・・・・ 157

参考資料 10 : 箕面市（広報紙、選管啓発冊子）・・・・・・・・・・ 158

概要版

平成 28 年 12 月  
大阪市選挙管理委員会

平成 28 年参议院議員通常選挙における期日前投票の投票時間延長 試行実施についての検証

試行内容	○全日程のうち投票日前6日(月曜日)から投票日前日(土曜日)までの6日間、投票の開始時刻を30分繰り上げ、終了時刻を1時間繰り下げる。
目的	○通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方が出勤前または帰宅途中に投票を行える機会を創出する。
実施箇所	○全区役所(24) (計27) 出張所等(3)

(1) 朝の時間延長について 午前8時～8時30分 (計30分)

《業績・投票者アンケート・各区ごとの検証(8月)報告より》

① 投票者数: 6日間・27か所の計 1,116人 (1か所1日平均6.9人)
② 年代: 1位:70代以上(24%)、2位:60代(20%)、3位:50代(19%)
③ 「この時間帯以外に投票に行くことができない」: 27%
④ 「最近の市長・知事選(H27.11)は投票していない」: 8% ※「覚えていない」を含めると10%
⑤ 「今後も(ぜひ)どちらかといえば」この時間帯を利用したい: 82%
⑥ 各区選管の評価: ア「効果があった」2区、イ「効果はなかった」19区、ウ「わからぬ」3区
⑦ 各区選管の意見(運営体制): ア「概ね問題がなかった」11区、イ「やや問題があった」13区

市選挙管理委員会としての総括

《1》 24区共通の取扱いについて

・市民の投票権行使の公平性を担保するため各区で差が生じないよう、今後も24区共通の取扱いが重要である。  
・すべての区選挙管理委員会の理解が必要である。

《2》 市選挙管理委員会としての評価 及び 今後の方向性

・延長期間の各日に占める投票者数の割合は非常に低く、アンケートからは目的である「通勤者等の新たな投票機会創出」は投票者のうち約10%から30%未満ではあるものの、市として1,000人超の投票者数は重く、効果があつたとまでは言えないものの、一方で、効果がなかったとも言えない。  
・費用対効果については、今回の朝30分の延長分の費用(人件費見合いの最大額)として、1投票所・1日あたり約11,000円と試算。貴重な税金等ではあるが、市民の投票権の行使促進が図られるのであれば、費用対効果は十分にあると考える。  
・従事職員については、交番ができない投票管理者をはじめ負担増は明らかだが、少なくとも試行実施と同じ期間・時間であれば、運用体制を整えることは可能であると考える。  
・今後については、市選挙管理委員会として今回の試行実施では効果を判断できなかったことから、少なくとも1年度、試行実施を行い、投票者の新規増の可能性を見極めたいが、各区の状況・評価と、6日間の推移なども踏まえ、朝の延長について今後は見送るといった選択もあり得る。したがって、朝の延長について、24区選挙管理委員会に改めて意見照会を行った(10月)。その結果、24区中20区が、「今回の試行結果等から、再度の試行を行っても投票者の増は見込めないなどの理由から、「試行実施せず」今後は朝の延長は行わない」と回答した。  
・市選挙管理委員会としては、各区からの回答及び理由を踏まえ協議した結果、朝の延長は行わない方向とする。

今後の選挙においては

朝の時間延長は行わない(全投票所)

(2) 夜の時間延長について (前半)午後8時～8時30分 (後半)午後8時30分～9時 (合計1時間)

《業績・投票者アンケート・各区ごとの検証(8月)報告より》

① 投票者数: 6日間・27か所の計 3,884人 (後半)2,296人 (1か所1日平均24.0人 (後半)14.2人)
② 年代: (前半)1位:40代(25%)、2位:30代(19%)、3位:50代(19%) (後半)1位:40代(27%)、2位:30代(23%)、3位:20代(18%)
③ 「この時間帯以外に投票に行くことができない」: (前半)35% (後半)35%
④ 「最近の市長・知事選(H27.11)は投票していない」: (前半)11% (後半)14% ※「覚えていない」を含めると(前半)14% (後半)17%
⑤ 「今後も(ぜひ)どちらかといえば」この時間帯を利用したい: (前半)90% (後半)90%
⑥ 各区選管の評価: ア「効果はなかった」11区、イ「効果はなかった」9区、ウ「わからぬ」4区
⑦ 各区選管の意見(運営体制): ア「概ね問題がなかった」11区、イ「やや問題があった」13区

市選挙管理委員会としての総括

《1》 24区共通の取扱いについて

・市民の投票権行使の公平性を担保するため各区で差が生じないよう、今後も24区共通の取扱いが重要である。  
・すべての区選挙管理委員会の理解が必要である。

《2》 市選挙管理委員会としての評価 及び 今後の方向性

・夜の延長合計で6,180人の投票者数があつた。延長期間の各日に占める投票者数の割合は徐々に増加。目的である「通勤者等の新たな投票機会創出」は、アンケートからは、投票者のうち約15%から35%と考えられる。年代も20代～50代の若年層・中年層が多い。目的に対するニーズ及び効果は十分にあつたと考える。  
・費用対効果については、今回の夜1時間の延長分の費用(人件費見合いの最大額)として、1投票所・1日あたり約22,000円と試算。貴重な税金等ではあるが、市民の投票権の行使促進が図られるのであれば、費用対効果は十分にあると考える。  
・従事職員については、交番ができない投票管理者をはじめ負担増は明らかだが、少なくとも試行実施と同じ期間・時間であれば、運用体制を整えることは可能であると考える。  
・今後については、継続実施により時間延長の認知度が高まることで、新たな投票者が増加する可能性が大いに期待できることから、市選挙管理委員会としては当面は同じ内容で継続実施する方向とし、推移を見たい。  
・なお、《1》で述べたように、実施の有無等については今後も24区共通の取扱いが前提になると考えているが、24区共通の取扱いは各区の区役所実施(24か所)を必須とし、出張所等の取扱いは当該区選挙管理委員会の責任のもと、その判断に委ねる方向とする。

夜の時間延長は同じ内容で継続実施 (24区役所は必須)

**7月10日① ▶ 参議院議員選挙**  
**8月21日② ▶ 市長・市議会議員選挙**  
 いずれも、投票は午前7時～午後8時

**18歳選挙権  
スタート!**

果たしてください  
大人の責任  
さあ、投票へ!



7月 参議院 選挙 8月  
市長・市議会 選挙

お買い物のついでに!  
お仕事・学校の行き帰りに! **期日前投票**が簡単&便利です!

箕面市では、市内5カ所(大阪大学箕面キャンパスは参議院議員選挙のみ)で、「期日前投票」ができます。今回から、みのおキューズモールにも期日前投票所を設けるほか、阪急箕面駅前の期日前投票所を早朝から深夜まで開設します。

投票は簡単にできます。お買い物のついでや、お仕事・学校の行き帰りに、ぜひ投票してください!

**参議院議員選挙 期日前投票期間**  
**6月23日③～7月9日④**

**市長・市議会議員選挙 期日前投票期間**  
**8月15日⑤～8月20日⑥**

■期日前投票所/開設時間

- 市役所別館6階会議室/午前8時30分～午後8時
- 阪急箕面駅前(平尾会館)/午前6時30分～午後10時
- 豊川支所/午前8時30分～午後8時
- みのおキューズモール(みのお市民活動センター)/午前9時～午後9時
- 大阪大学箕面キャンパス【7月9日(土)のみ開設】/正午～午後5時  
※「大阪大学夏まつり」の開催日に合わせて、臨時的期日前投票所を開設します。

いずれの  
投票所でも  
投票でき  
ます!

**さあ、投票へ行こう!** 期日前でも、当日でも、投票の流れは同じです!

でも、投票って難しそう... **投票はこんなにカンタン! わずか120秒で完了!**

投票は、混雑していなければ、約120秒で簡単にできます!

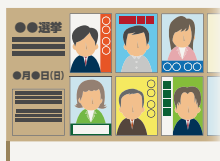


誰に投票しようかな? **投票へ行く前に、候補者や政党について知っておこう!**

投票所では、候補者名や政党名しか掲示されません。候補者や政党については、以下の方法で知ることができます。投票へ行く前に、誰に投票するか決めておきましょう。

■選挙運動用ポスター

市内の公園や道路沿いなどに、候補者の顔写真や氏名などが記載されたポスターを掲示しています。



■選挙公報・街頭演説など

候補者のプロフィールや政策などを掲載した選挙公報を7月上旬にご自宅へお届けします(市長・市議会議員選挙は8月中旬にお届けします)。また、候補者が駅前などで政策を訴えたり、施設で演説会を開催します。

■インターネット

候補者や政党が、ホームページやフェイスブックなどのSNSで政策を発信しています。

市ホームページから  
候補者や政党の  
各サイトにアクセスできます



7月10日①に参議院議員選挙が、8月21日②に市長・市議会議員選挙が実施されます。今回から、18歳以上のかたが選挙に参加できます。箕面市では、初めてののかたにも投票へ出かけてもらえるようキャンペーンを実施し、選挙に関する情報をお知らせします。

また、お買い物や、通勤・通学の手ついでに投票できるよう、期日前投票所を増設し、開設時間を延長します。

さあ、投票へ出かけましょう!

果たしてください  
大人の責任  
さあ、投票へ!



今回から18歳選挙権スタート!!  
期日前投票所を充実!!

選挙特集号

果たしてください  
大人の責任  
さあ、投票へ!



# 第24回参議院議員通常選挙

公示日(立候補届出日) 6月22日(水) 投票時間

投票日 **7月10日(日)** 午前**7**時~午後**8**時

7~8ページに市内38か所の投票所の案内図を掲載しています。※第31投票区は、投票所が変更になりました。「投票所入場案内券」でも確認できます。

投票当日、仕事、家事、旅行や買物などで  
投票所に行くことができないかたは…

市内5か所の**期日前投票所**をご利用ください

箕面市役所別館 6階 会議室



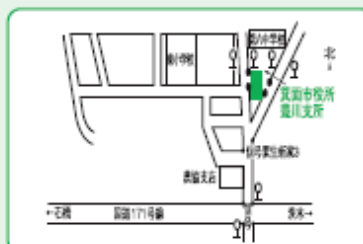
期間: 6月23日(木)~7月9日(土)  
時間: 午前8時30分~午後8時

平尾会館(箕面駅前)



期間: 6月23日(木)~7月9日(土)  
時間: 午前6時30分~午後10時

豊川支所



期間: 6月23日(木)~7月9日(土)  
時間: 午前8時30分~午後8時

みのお市民活動センター(みのおQ'sモール2階)



期間: 6月23日(木)~7月9日(土)  
時間: 午前9時~午後9時

大阪大学箕面キャンパス



期間: 7月9日(土)  
時間: 正午~午後5時

6月23日(木)  
7月9日(土)

※大阪大学箕面キャンパスは  
7月9日(土)のみ

詳しい投票方法は  
2ページへ

## 不在者投票のご案内

詳しくは2ページへ

6月23日(木)  
7月9日(土)

期間中、仕事、旅行などで箕面市を離れている場合や病院、老人ホーム  
に入院・入所されているかた、一定の要件に該当する身体障害者手帳を  
お持ちのかたは不在者投票ができます



<問合せ先>

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1  
箕面市選挙管理委員会事務局

電話 072-724-6763 ファックス 072-724-6859  
ホームページ <http://www.city.minoh.lg.jp/senkan/>

ホームページへのリンク





## 2. 4 「投票所等への移動支援等」

参考資料 11：田子町（移動支援に係る申請書・受付書様式等）・・・・・・・・・・161

参考資料 12：宮古市（周知用チラシ、投票所への送迎バスの運行実績等）・・・・166

# 選挙時 移動支援登録希望申請書

平成 年 月 日

下記のとおり、選挙時の移動支援時の登録者に申請します。

氏 名	行政区
住 所	田子町大字
生年月日	明治 昭和 年 月 日 平成 満 歳
連 絡 先 電話番号	
車いすの使用	希望する                      不要                      持参
付 添 人	有 ( 氏名 :                      )                      無
※ 注 意	トイレや着替、送迎時刻の連絡を覚えているか等 お互いの意思表示や出発の際の身支度に注意が必要か確認  ケアマネがいれば施設に確認 _____

※登録期間は、申請から2年間です。

※登録期間内の選挙執行の際には、投票時の移動支援を希望するかこちらからご連絡する場合があります。

※移動支援は期日前投票期間中の町内のみです。当開票日当日の送迎は行っておりません。

# 移動支援 電話受付確認表

平成 年 月 日

氏名	行政区
登録	未登録の場合は登録申請書を送付 住所（ ・済 ）
送迎 希望日	月 日（ ） 時頃 ※今回の送迎予定日は 7月4日（月）～7月9日（土）の5日間の何れか
送迎先	・自宅 ・その他（ ）
連絡先	
車いす の使用	・希望する ・希望しない ・持参
付添人	（氏名： ・有 続柄： ） ・無

# 期日前投票所間の移動 支援希望者を募集します！

■田子町選挙管理委員会事務局  
(役場第2会議室 TEL 20-7188)

## 概 要

- ① 投票所への自力による移動手段がない選挙人に対して、ご自宅と期日前投票所間を送迎します（期日前投票期間のみ。投票日当日は除外）。
- ② 移動支援の対象は、期日前投票所とご自宅間のみです。商業施設や医療施設への乗降は承りません。ご了承下さい。

## 支援対象者

- ① 長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人

## 支援の手順

- ① 移動支援を希望する方は、別紙1の「選挙時移動支援登録希望申請書」に必要事項をご記入の上、田子町選挙管理委員会までご提出下さい。
- ② 登録後、2年間支援対象として有効になります。登録者には、選挙執行のたびに、選挙管理委員会から移動支援の希望の有無について確認の連絡をします。
- ③ 移動支援を希望される方に対して、車両を出します。支援期間は、期日前投票期間中の任意の日時を選んで頂きます。投票日当日の移動支援は行っておりません。

## 投 票 所

- |         |                 |   |
|---------|-----------------|---|
| ① 田子町役場 | 田子町大字田子字天神堂平8 1 | } 上郷公民館は開設期間が限られるため、日程によっては役場への送迎に変更されます。 |
| ② 上郷公民館 | 田子町大字山口字道前8     |   |

上記のうち、何れかの投票所へ送迎します。登録を希望される方は、別紙1をご記入の上、選挙管理委員会までご提出下さい。参議院議員通常選挙に係る送迎を希望される方は6月22日（水）までにご提出下さい。

# 選挙時 移動支援登録希望申請書

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

下記のとおり、選挙時の移動支援時の登録者に申請します。

氏 名	行政区
住 所	田子町大字
生年月日	明治 _____ 年 _____ 月 _____ 日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
連絡先 電話番号	
車いすの使用	希望する                      不要                      持参
付 添 人	有 ( 氏名 : _____ )                      無

- ※登録期間は、申請から2年間です。
- ※登録期間内の選挙執行の際には、投票時の移動支援を希望するかこちらからご連絡する場合があります。
- ※移動支援は期日前投票期間中の町内のみです。  
当開票日当日の送迎は行っておりません。

※申請書の提出が難しい場合は、選挙管理委員会までご連絡下さい。電話からでも登録を受けつけます。  
(田子町選挙管理委員会：0179-20-7188)



田選管 第 21 号  
平成28年 5月25日

項目3 自治会

会長 項目4 殿

田子町選挙管理委員会  
委員長 山川 芳 穂

選挙期間における移動支援事業に係る  
移動支援対象者への周知について（依頼）

標記の件について、7月執行予定第24回参議院議員通常選挙より、  
移動支援事業を実施することとなりました。

つきましては、自治会内で対象となり得る選挙人等に移動支援対象  
者としての登録等について周知するとともにご配慮頂けますようよろ  
しくお願いいたします。

◎配布日 平成28年 5月26日（木）

◎配布物 「選挙時 移動支援登録希望申請書」



# 投票所送迎バスを運行します。 どうぞご利用ください。



## (1) 送迎バスについて

- ① 投票日当日の7月10日(日)に、午前1便、午後1便、投票所送迎バス(無料)を運行しますので、どうぞご利用ください。
- ② 平成17年以降の投票区再編により投票所が廃止され、新旧投票所間の距離が4km以上離れることになった投票所について、有権者の皆様の利便性を補うため投票所送迎バスを運行するものです。

## (2) 運行区間・日時について

【運行区間】佐羽根集会所 ⇔ 田代林業者センター(宮古第11投票所)  
落合地区会館 ⇔ 田代林業者センター(宮古第11投票所)

【運行日】平成28年7月10日(日) 投票日

時刻		行き先
午前便	午後便	
9:00	13:30	佐羽根集会所 発
9:06	13:36	田代林業者センター(投票所) 着
9:15	13:45	落合地区会館 発
9:21	13:51	田代林業者センター(投票所) 着
9:35	14:05	田代林業者センター(投票所) 発
9:41	14:11	佐羽根集会所 着
9:50	14:20	田代林業者センター(投票所) 発
9:56	14:26	落合地区会館 着

※ 天候、道路状況等により発車・到着時刻に遅れが出る場合があります。ご了承願います。



お問い合わせ  
宮古市選挙管理委員会事務局  
電話 【代表】0193-62-2111 (内線) 3671, 3672  
【直通】0193-68-9123

平成28年7月10日執行

第24回参議院議員通常選挙

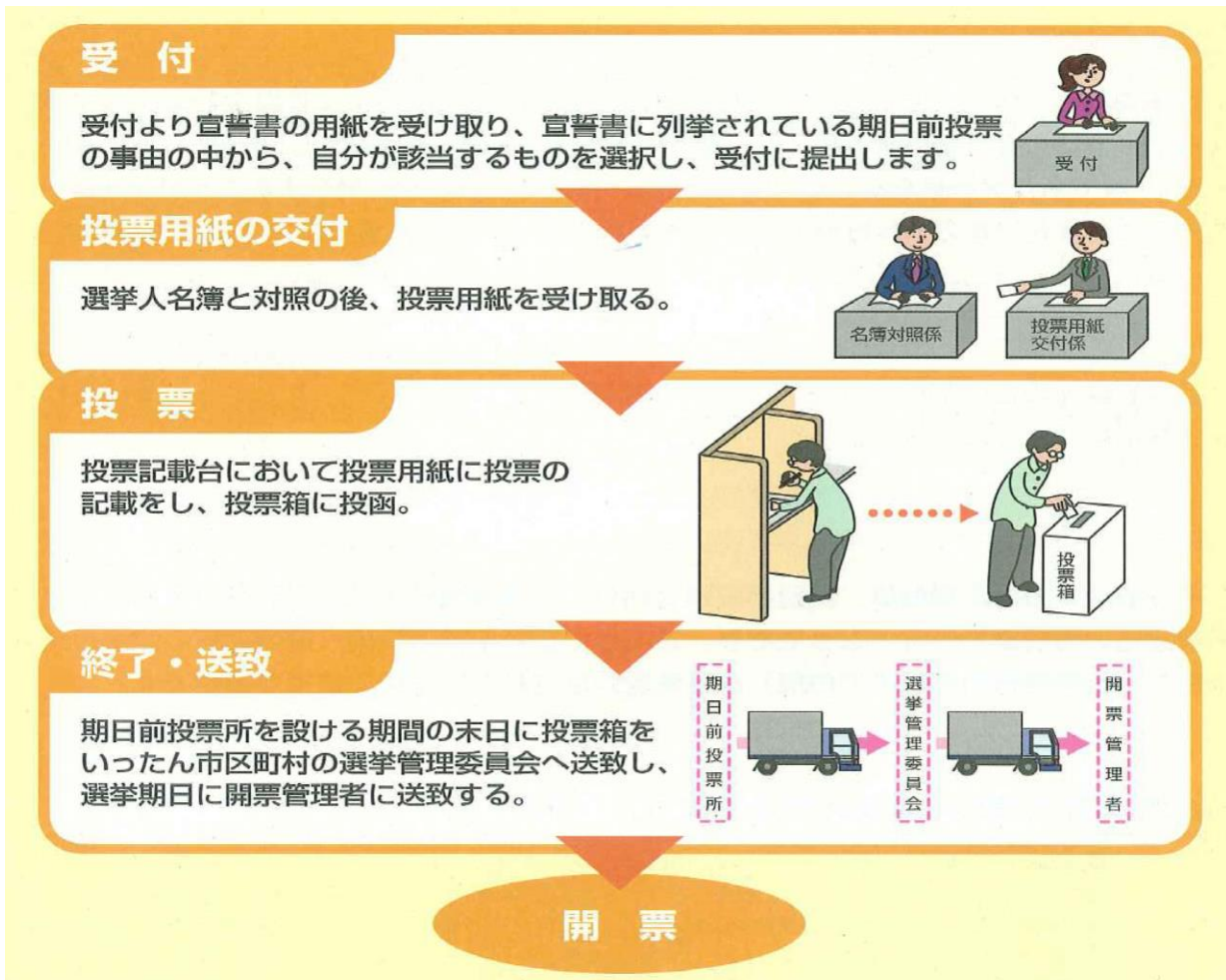


**投票日に都合が悪い方は、期日前投票を！**

■ 期日前投票制度の概要

期日前投票期間	平成28年6月23日(木)～7月9日(土)
投票を行うことができる方	・選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方
投票場所	・下記の市内4ヵ所の期日前投票所（所属する投票区に関わらず投票可能） ※宮古市役所、田老総合事務所、新里総合事務所、川井総合事務所
投票時間	午前8時30分～午後8時
投票手続	・基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。 ・投票の際には宣誓書（該当事由に○印をして署名をするだけの簡単な書類）の提出が必要です。宣誓書様式は期日前投票所にあります。

■ 期日前投票の流れ



お問い合わせ  
宮古市選挙管理委員会事務局  
電話 【代表】 0193-62-2111 (内線) 3671, 3672  
【直通】 0193-68-9123



各選挙における投票所送迎バスの利用実績

バス	区域	バス停	午前 運行	午後 運行	H25参院選			H26衆院選			H27県議選			H28参院選					
					午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計			
1号車	長沢七 長沢八	旧花輪中学校神倉分校発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0									
		★長沢農村センター着	9:07	13:37															
		★長沢農村センター発	9:35	14:05															
		旧花輪中学校神倉分校着	9:42	14:12															
2号車	佐羽根 落合	佐羽根集会所発	9:00	13:30	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		★田代林業センター着	9:06	13:36															
		落合地区会館発	9:15	13:45	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	0	1	0	1	
		★田代林業センター着	9:21	13:51															
		★田代林業センター発	9:35	14:05															
		佐羽根集会所着	9:41	14:11															
		★田代林業センター発	9:50	14:20															
3号車	川代	旧川代バス停発	9:00	13:30	4	0	4	2	2	4	3	0	3	2	0	2	0	2	
		★千歳コミュニティ消防センター着	9:15	13:45															
		★千歳コミュニティ消防センター発	9:45	14:15															
		旧川代バス停着	10:00	14:30															
4号車	青倉	青倉地区集会施設発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		★末前神楽伝承館着	9:10	13:40															
		★末前神楽伝承館発	9:40	14:10															
		青倉地区集会施設着	9:50	14:20															
	小田代	小田代公民館発	10:10	14:40	1	0	1	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	2	
		★田老高齢者コミュニティセンター着	10:16	14:46															
5号車	重津部 青野滝	青野滝地区集会施設発	9:00	13:30	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	1	1	2		
		★グリーンピア三陸みやこ着	9:10	13:40															
		★グリーンピア三陸みやこ発	9:40	14:10															
		青野滝地区集会施設着	9:50	14:20															
	畑	畑地区集会施設発	10:15	14:45	4	0	4	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	1	
		★田老第三小学校着	10:30	15:00															
6号車	和井内 7,8地割	五番地区総合センター発	9:00	13:30	0	0	0	0	0	0									
		★和井内ふるさと会館着	9:07	13:37															
		★和井内ふるさと会館発	9:35	14:05															
		五番地区総合センター着	9:42	14:12															
7号車	古田	106バス古田バス停発	9:00	14:00	2	1	3	1	0	1	4	1	5	5	0	5	0	5	
		★川井地域振興センター着	9:10	14:10															
		★川井地域振興センター発	9:40	14:40															
		106バス古田バス停着	9:50	14:50															
	横沢	横沢集会所発	10:30	15:30	4	0	4	0	0	0	4	0	4	4	0	4	0	4	
		★箱石地域振興センター着	10:45	15:45															
8号車	平津戸 門馬	平津戸駅発	9:30	13:30	8	0	8	7	1	8	9	0	9	7	0	7	0	7	
		106バス門馬バス停經由	9:35	13:35	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		★門馬小学校着	9:45	13:45															
		★門馬小学校発	10:15	14:15															
	夏屋	106バス門馬バス停經由	10:25	14:25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		平津戸駅着	10:30	14:30															
9号車	大仁田	夏屋集会所発	11:00	15:00	0	1	1	4	0	4	3	0	3	4	0	4	0	4	
		★川内地域振興センター着	11:15	15:15															
		★川内地域振興センター発	11:45	15:45															
		夏屋集会所着	12:00	16:00															
	尻石	大仁田コミュニティ消防センター発	8:30	13:30	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
		★小国地域振興センター着	8:40	13:40															
★小国地域振興センター発		9:10	14:10																
大仁田コミュニティ消防センター着		9:20	14:20																
繫	尻石集会所発	9:50	14:50	3	0	3	6	0	6	4	0	4	6	0	6	0	6		
	★江繋地域振興センター着	10:05	15:05																
	★江繋地域振興センター発	10:35	15:35																
	尻石集会所着	10:50	15:50																
川井地域	川井地域バス繫バス停発	11:05	16:05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	★川井地域振興センター着	11:15	16:15																
	★川井地域振興センター発	11:45	16:45																
	川井地域バス繫バス停着	11:55	16:55																
合計					32	2	34	30	3	33	32	2	34	34	1	35			